

○午前9時59分開議

○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

田 中 たけし 議員

やなぎさわ 聡 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より、録音、録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○渡辺議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

を行います。

昨日に引き続き、代表質問を行います。

ご指名申し上げます。

石田ちひろ議員。

〔石田ちひろ議員登壇〕

○石田ちひろ議員 日本共産党品川区議団を代表して代表質問を行います。

まず、新年度の施政方針は、昨年打ち出された「自己責任からの転換」、「社会保障を権利保障とし、所得制限なく無償化」、「子育ての社会化・憲法26条の教育を受ける権利と無償化」、「障害者・高齢者施策は差別ではなく包摂の社会」を踏襲し、さらにバージョンアップされたものになっています。国の政治が自己責任を強調し大軍拡を進める中、改めて自己責任の社会からの転換や、平和国家の在り方などが強く打ち出された施政方針を評価いたします。

また、区有施設の子ども料金所得制限なく無償化は、これまでの高橋・濱野区政が、子ども時代から受益者負担の意識を植えつけるため、僅か10円のプールのロッカー代まで徴収していたこととは真逆であり、子育ての社会化のさらなる具体化で、歓迎します。そのほか、高齢者・障害者福祉、物価高対策、子育て支援、平和などが区民の立場から前に進められるものと評価し、期待します。同時に、問題点は指摘し、改善を求めます。具体的には各代表質問、一般質問で述べていきます。

初めに、改憲を狙う高市政権 恒久平和・核廃絶を掲げる区として大軍拡と核保有発言に反対をです。

高市首相は、衆議院解散の理由を「国論を二分する大胆な政策。改革に挑戦していくためには、国民の信任が必要」と説明し、これまでにない短期間の選挙へ突入。しかし、選挙戦で国論を二分する政策については語られませんでした。首相が言う国論を二分する政策とは、1つは大軍拡、もう1つが憲法改正です。

軍事費は、2022年から僅か3年でGDP比2%の11兆円へと倍増。アメリカ側はこれにとどまらず、

3.5%、さらには5%を要求。5%となれば30兆円を超え、国民1人当たり年間25万円もの負担です。高市首相は、訪日したトランプ大統領に防衛力の抜本的強化と防衛費増額に引き続き取り組むと大軍拡を宣言。アメリカに言われるがまま、平和国家、専守防衛の日本を戦争する国へと根本的につくり変える大暴走と言うほかありません。

既に大軍拡による敵基地攻撃ミサイル配備は全国で進んでおり、高市首相はそれでもまだまだ足りないと、軍拡増税にも踏み切る姿勢です。集団的自衛権の行使が可能になっている今、アメリカによる侵略戦争が起きた場合、自衛隊が米軍と共に他国を武力攻撃し、長射程ミサイルを撃ち込むという事態まで現実味を帯びています。

また、高市首相は、日本が紛争に巻き込まれた場合を想定して「日本の継戦能力を高めなければならない」と説明。長引く戦争に耐え得るためには、兵器導入だけでなく、兵士も必要になる。おのずと徴兵制が視野に入ってきます。さらに、総選挙では、「自衛隊を実力組織として位置づけるため、憲法改正をやらせてください」と表明。自民党が総選挙で3分の2の議席を得たことで、憲法改正の国会発議が可能となり、自衛隊を軍隊として憲法に位置づけ、9条を空文化し、徴兵制もあり得るといえる戦争できる国づくりを加速させる、これまでにない危機が迫っています。

森澤区長は、施政方針で平和について言及されています。大変重要だと思います。国の大軍拡、憲法改悪は、区長が施政方針で示した平和の思いとは逆行するのではないのでしょうか。施政方針で区長が述べた、平和国家として築いてきた国際的な信頼により世界平和に貢献するとは具体的にどういうことか、お聞きします。また、区長が未来に向けてつくるとする「しなやかな社会と日本」とはどのようなものか、お聞かせください。

高市首相は、非核三原則の「持ち込ませず」がアメリカの核抑止力の有効性を妨げているとして、見直しが必要という立場を示しています。さらに、政府高官が日本も核を持つべきだと発言。2024年にノーベル平和賞を受賞した被団協は核保有発言に対し、「被爆者の存在を無視し、核戦争を容認するもので許されない」と激しい怒りを表明。今、世界で広がっているのは核兵器禁止条約の批准です。

日本政府は、核保有も軍拡も戦争にさせないための抑止力だと言いますが、抑止は破られることは歴史が証明しています。このまま軍事対軍事で対抗すれば、近隣国との不信や恐怖の悪循環に陥り、誰も望まない戦争への危険をつくり出します。戦争にさせない徹底した平和外交こそ必要です。

東南アジア諸国連合（ASEAN）の取組は、徹底した対話を積み重ね、戦乱に覆われていたこの地域を平和の共同体へと劇的に変えました。ASEANの国々と協力して、東アジアを戦争の心配のない地域にする外交を進めることこそ、憲法9条を持つ日本がすべきことです。

品川区は、非核平和都市宣言があります。森澤区長はこの間、核抑止ではなく核兵器禁止条約を進める立場や、軍拡ではなく包摂的な平和の枠組みを築いていく努力こそが求められていると答弁してきました。恒久平和と核廃絶をうたった非核平和都市品川宣言を持つ区として、大軍拡と核保有発言に反対し、非核三原則の見直しはすべきでないと言っている国に求めていただきたい。いかがでしょうか。

次に、最大の物価高対策である消費税一律5%減税を シルバーパス値下げや賃上げ支援など区としてできる対策をです。

総選挙では、ほぼ全ての政党が消費税減税を公約。自民党も「飲食料品2年間消費税ゼロの検討加速」と言い出し、選挙後、高市首相は「国民会議で財源などの課題の検討を進める」と述べました。しかし、議論をするなら、わざわざ国民会議を新設する必要はなく、国会に直ちに法案を出して議論すべきです。

なぜ消費税減税は実現しないのか。それは、各党が具体的な財源論を持たないからです。日本共産党

は、Tax the Rich——富める者に課税をの立場で、大企業の法人税を元に戻し、富裕層、大株主に応分の課税をすることで、5%減税に必要な財源16.3兆円は確保できると提案しています。富みの集中による格差の拡大を是正することが必要です。

消費税を一律5%減税すれば、スマホ代でも、光熱水費でも、お米代でも何でも減税に。年金暮らしの方でも、高校生でも、子育て世帯でも誰でも減税に。区民からは、「特にお米が高く毎日悩まされています。食べ盛りの高校生もいて、お弁当も合わせて1日8合炊いている。家族が多く、育ち盛りの子どもを抱えての生活は実に厳しいものです」との声が寄せられています。消費税の一律5%減税が最も有効な物価高対策です。

共産党の消費税減税を国に求めよとの質問に、区は、「国税の在り方は、区民生活や区内事業者の経営状況に関わる事項なので、引き続きその動向を注視する」と答弁してきました。長引く物価高の下、消費税の負担は区民や区内事業者の経営にとって重過ぎると思いませんか、伺います。消費税の一律5%への減税を国に求めてください。いかがでしょうか。

森澤区長は、施政方針で「上がり続ける物価は国民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしており、区民に最も身近な自治体として物価高騰対策は喫緊の課題」と述べ、5,000円のギフトカードの配布や20%プレミアム付き区内商品券、共産党も求めてきた住民税非課税世帯等へエアコンの購入費助成の実施を表明しました。さらに、エアコンを安心して利用できるよう、電気代の補助や生活保護の夏季加算を行うよう求めます。いかがでしょうか。

介護従事者への待遇改善や学用品無償化など、区民生活を支える品川区の先進的な施策は、他の自治体にも広がっています。逆に、他自治体での先進施策は大いに参考にし、実施すべきです。荒川区では、シルバーパスを一律1,000円で購入できるよう助成。年間2%以上賃上げした中小企業へ設備投資補助を拡充するなどの支援も実施しています。

品川区各所のバスの減便は、日常生活に支障を来しているとともにタクシーを利用せざるを得ず、負担増にもつながっています。葛飾区では、バス運転士の確保に向けた待遇改善等を行うバス事業者に対し、家賃助成や女性運転士採用強化支援補助などを行っています。杉並区では、区営住宅に落選したひとり親世帯や子どもが3人以上の世帯などを対象に家賃助成を行っています。

荒川区のように、シルバーパスを全ての対象者が1,000円で購入できるよう区として助成すること。品川でもバスの運行確保へ葛飾区のような支援の実施を求めます。区として、賃上げした中小企業への支援を求めます。品川でも区営住宅落選者に家賃助成の実施を求めます。それぞれいかがでしょうか。

次に、子どもを権利の主体として尊重し、あらゆる分野で意見を反映させることを位置づけた子どもの権利条例にです。

施政方針では、子どもの権利条例制定が示されました。共産党も求めてきたことであり、歓迎します。区長は、子どもたちが権利の主体として尊重され、自らの意見を表明できる社会を実現するために条例を制定するとしています。よりよい条例にしていくために伺います。

子どもの権利条約は、「子どもは守られるだけでなく権利の主体である」と宣言。基本的人権を行使する一人の市民として認め、子ども観を変えました。2023年に施行されたこども基本法には子どもの権利条約が明記。

しかし、日本では、政府が国連子どもの権利委員会の勧告を無視してきたために、子どもを取り巻く状況は悪化しています。子どもへの虐待、いじめ、不登校は増加し、10代から30代の死因の最多は自殺です。区内の子どもたちも、「塾や習い事が毎日あって自由な時間がない」、「みんなから無視されて

苦しいときがある」など、悩みを抱えています。不登校は毎年増え、812人に、いじめ重大事態も再び2桁を超えました。学校が安心できる場所になっておらず、寄り添うべき教員は多くの授業を抱え、時間がありません。

こうした状況の改善のために、品川区でも子どもの権利条例を制定することが求められてきました。子どもの権利は人権です。全ての子どもが無条件に持っており、義務と引換えに与えられるものではなく、何かをしないと取り上げられるものでもありません。条例は、権利と引換えに子どもに義務や役割を課すことがないものとするよう求めます。いかがでしょうか。

国際的な到達に立って子どもの権利を保障する自治体の姿勢を示すことが必要です。子どもの権利条約を定める様々な権利に共通する基本的な考え方、4つの原則があります。①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命・生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重です。条例には、子どもの権利条約に基づいていることと4つの原則を書き込むよう求めます。いかがでしょうか。

権利の主体である子どもを出発点にした条例にすることが必要です。子どもたちの楽しいことばかりでなく、悲しかったり、つらかったりしたことも徹底的に聞いて回り、思いと実態を把握することが、現実を変え、改善する力になります。予算案プレス発表資料に「声を届けづらい子どもを含めた幅広い意見を反映」とあります。

学校や保育園、幼稚園に通う子どもだけでなく、不登校児や障害児、ヤングケアラーなど様々な境遇の子どもからも意見を聴き、条例に反映するよう求めます。いかがでしょうか。子どもに関わる大人からも意見を聴くことが重要です。現場で子どもの声を聞いている団体、少なくとも子ども若者ネットワークに参加する全団体から意見を聴くよう求めます。いかがでしょうか。

検討をどう進めるかが重要です。出してもらった意見を、子どもも大人もみんなで、区民共同で議論し、つくり上げていくことが周知啓発につながり、条例策定後にも生きる実効性ある条例にすることができます。条例策定に当たっては、既存の審議会を当てるのではなく、子どもの権利条例を目的にした策定委員会を設置することで、より議論を深められます。条例は、子どもや関係団体、公募区民を入れた策定委員会を設置し、検討するよう求めます。いかがでしょうか。

子どもは、自分の権利侵害に対して裁判で訴えたりできません。区がプレス発表で権利擁護機関を設置するとしたことは重要です。子どもや周りの大人が子どもの権利が侵害されたことに気づき、安心して相談・救済を求められる体制をどうつくるのか伺います。

次に、ジェンダー平等推進計画を力に、リプロダクティブヘルス・ライツの保障や包括的性教育の実施をです。

品川区は、2024年にジェンダー平等推進条例を策定し、条例の理念を実現させるための推進計画を策定中。策定に向けたパブコメでは55人から96件の多くの意見が寄せられ、期待や注目の高さが示されました。この計画を力に、品川からさらにジェンダー平等を進めていきたいという立場で幾つかお聞きします。

ジェンダー平等を進めるに当たり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツと包括的性教育は重要なポイントです。計画に盛り込まれたリプロダクティブ・ヘルス／ライツは、性と生殖に関する健康と権利であり、子どもを産む・産まない、いつ何人産むかを女性が自分で決める基本的人権です。そのための情報や手段を知る権利の保障が必要と共産党は訴えてきました。

今年、緊急避妊薬がいよいよ薬局で購入できるようになります。日本では、避妊法として女性に選択肢がなく、失敗率も高いとされるコンドームが多用され、他の先進国に比べて避妊法の情報はほとんど

なく、今後販売される緊急避妊薬の価格は約7,500円と高額です。イギリスやフランスでは無料です。予期せず妊娠し、誰にも相談できず、たった一人で自宅や公園のトイレなどで出産した女性が逮捕される悲しい事件も後を絶ちません。

共産党は、望まぬ妊娠を避けるためにも、緊急避妊薬が薬局で購入できるようになること、使用方法や効果など、区として発信すべきと質問。区は、区の様々な取組の中で、必要な方に正確な情報を届けられるよう薬剤師会とも相談しながら検討すると答弁。緊急避妊薬の周知について、どのような検討がされたのか伺います。リプロダクティブ・ヘルス/ライツを盛り込んだ推進計画がつくられた今こそ、緊急避妊薬の有効性や購入方法など区民へ発信すべきと考えます。いかがでしょうか。

コロナ禍で生理の貧困が社会問題となり、議会でも取り上げてきました。品川では、早い段階で学校のトイレに生理用品が置かれました。さらに昨年、区庁舎トイレ2か所へ生理用品を設置したことを評価します。共産党は、生理は誰もが安全で健康に過ごすことができる人権問題と考えており、トイレトペーパーと同様に公共施設トイレ、公衆トイレに生理用品の設置を求めています。全区有施設のトイレに生理用品を設置するよう求めます。いかがでしょうか。

性教育が極めて不十分な日本で、子どもたちは、人間の生理や生殖、避妊についての科学的な知識も、互いを尊重し合う人間関係を築く方法も、自分の心や体を傷つけるものから身を守るすべも十分に学べないまま成長していきます。包括的性教育は、多様性とジェンダー平等を基盤とし、性的・社会的関係について責任ある選択ができるようにするための知識やスキル、価値観を培っていく教育で、子どもや若者に必要です。

去年は、品川でユースヘルスケアしながわほけんしつを受託・運営しているNPO法人ピルコンによって、区民向けの包括的性教育講座が実施されました。さらに、子どもから大人まで幅広く多くの区民への包括的性教育を繰り返し実施することを求めます。いかがでしょうか。

選択的夫婦別姓について、高市首相は一貫して反対の立場であり、通称使用の法制化で終わらせようとしています。森澤区長は施政方針で、目指す社会について「性別や障害の有無、家庭の状況などにより選択を阻まれることなく自分の望むように生き、幸せを感じる日本」と述べています。今こそ区が目指すジェンダー平等を進めるため、声を上げていくことが必要です。区長が目指すジェンダー平等社会を進めるためにも、選択的夫婦別姓の実現を国に求めていただきたい。いかがでしょうか。

次に、防災は公助を位置づけ、被害を最小限に抑える予防対策こそです。

区は、東日本大震災から15年を契機に、災害対策基本条例の啓発・普及と区民の防災意識のさらなる向上と次世代への継承を目的に、防災区民憲章を定めるとしています。ところが、検証の案は自助・共助のみが強調され、公助の言葉は一つもなく、災害対策基本条例にある区の責務や防災予防対策、行政が自助および共助を支援という言葉すら出てきません。自助・共助は大事ですが、それを強調するあまり、被害を予防・抑制する対策を打ち、住民の生命・財産を守るという行政の重要な役割が消えていることは問題です。また、「災害時は自分たちで何とかしろ」、「防災対策は自助・共助が全て」との間違ったメッセージを国民に発することにもなります。

革新都政時代にうたわれた「地震は自然現象であり避けられないが、地震による災害の多くは人災であり、人間の英知と技術と努力による事前の予防対策によって、被害を最小限に食い止めることができる」との姿勢が重要です。防災区民憲章には、被害を未然に防ぐ予防対策としての公助。自助・共助を後押しする公助の役割も明記することを求めます。いかがでしょうか。

阪神・淡路大震災では主に建物倒壊と火災が、東日本大震災では津波が、能登半島地震では直接死を

上回る災害関連死等が多く命を奪いました。墨田区は、地域防災基本条例で災害から区民の生命・財産を守ることは区の最も重要な責務であることを認識し、区は全ての施策が防災対策に結びつくよう配慮し、区と区民が自治と連帯の下に一体となって、逃げないで済む安全なまちづくりと自主的な防災活動を推進することを基本とすると記しています。品川の震災で起こり得る被害を想定し、予防対策を強化し、住民や事業者とも協働しながら、区民の生命・身体・財産を守ることができる地域をつくる必要があります。

以下、具体的に質問します。まずは、住宅と上下水道の耐震化です。自宅の倒壊で命が奪われては、共助など不可能になります。自宅が無事なら在宅避難もでき、上下水道が通じていれば、避難環境は飛躍的に向上します。新年度予算案で高齢者と障害者がいる世帯の住宅耐震化助成額が引き上げられたことは、建設団体や共産党も求めてきたことであり大歓迎ですが、さらなる耐震化向上のためには建て替え支援も強力に進めるべきです。

10地区の不燃化特区支援事業ならびに住宅建築物耐震化支援事業により、各地区の不燃領域率、耐震化率は事業開始時と比べ、どれくらい上昇したのか伺います。不燃化特区支援事業の区内全域拡大を東京都に求め、区としても広げるべきではないか。いかがでしょうか。

東京都に上下水道の耐震化100%の計画を立て、上下水道料金収入だけではなく公費も投入し進めるよう求めています。いかがでしょうか。

避難所環境の改善についても伺います。避難所・避難生活学会は、トイレ・キッチン・ベッドを48時間以内に整えるTKB48が災害関連死を防ぐために重要と提言しています。TKBは48時間以内に避難所に配備されるのか、伺います。TKB48の実現を目標に持ち、進めるよう求めます。いかがでしょうか。

次に、羽田新ルート 住民運動が国に海上ルートへ舵を切らせた さらに現被害を無くすため、元の海上ルートに戻すよう求めよです。

昨年12月23日、第7回固定化回避検討会が行われ、国は曲線半径小回り化等の研究を進め、「海上ルートの現実可能性を追求する」と表明。同日、区は国に、市街地上空を通過しない海上ルートの実現に向けた検討を加速させるよう要望。国は、1月9日の共産党・山添参議院議員のレクチャーの場で「海上ルートを目指すことに舵を切る」と改めて明言しました。これは重要な変化です。

区長は、区長選時は公約に区民アンケートの実施を掲げるにとどまっていた。しかし、区や議会に届けられる請願・陳情など住民運動、共産党の前議会での質問、羽田議連の取組等が背中を押し、区は一昨年末に、国の検討に対し「看過できない」と表明。昨年7月には区長が大臣に海上ルートを要請し、今回は市街地を通過しない海上ルートを要請。国を追い詰め、形ばかりだった固定化回避検討の中身を変えさせてきました。いわば、今回の国の方針転換は、区民と議連、品川区による運動の成果です。

一方で、課題も残されています。国交省レクで国は、検討期間の明言を避けました。検討過程の情報も明かしません。A・C滑走路に北から進入する経路を幾ら曲げても品川上空は避けられないと考えられることから、着陸前に最低限必要な直線距離は何メートルなのかと聞いても、経路が確定しないと示せないとかたくなに明かしません。

検討会資料でも、海上ルートの導入には解決すべき様々な課題がある。航空機が2本の滑走路に同時進入するなどの羽田空港特有の事情を考慮し、適用可能性については引き続き慎重に検討を進めていく必要があると書かれています。率直に言って、国の検討の実現可能性は未知数で、仮に実現するとしても相当な時間がかかる。その間、区民は騒音等の被害にさらされ続けます。

現在、新ルートは年間約4割の南風時、午後3時から7時の間だけで、それ以外のほとんどの時間帯は従来の海上ルートで飛行しています。政治の決断ですぐにでも元の海上ルートに戻すことは、極めて現実的な対策です。少なくとも国の海上ルート検討の結論が出るまでは、元の海上ルートに戻すよう国に求めるべきです。いかがでしょうか。

最後に、「まちづくりの主体はそこに住む地域住民」の立場で、品川浦周辺の超高層再開発は中止をです。

品川浦周辺地区再開発は、13もの開発企業が群がり、品川駅南地域、北品川駅周辺に14棟の高級マンションやホテルなどの高層ビルを建設する計画です。しかし、国の再開発事業への補助金の対象を絞り込む要綱改正により、品川浦はほとんどの地区で補助金が出なくなり、区も、再び補助金交付対象にするような地区指定や働きかけも、独自の補助金支出も考えていないと述べてきました。当該開発には懸念や不安の声も多く、準備組合に未加入の地権者も3割います。これを機に白紙にすべきです。事業費の少なくとも2割を占める補助金支出の見込みがなくなった以上、品川浦周辺地区開発は困難になったと思います、区の認識を伺います。

一方、区は、開発推進の協議会の要望を受け、まちづくりビジョンをつくり、今年度はまちづくりガイドラインの策定作業を進めてきました。昨年12月、ガイドライン策定へ住民との意見交換会を開催。冒頭の説明では、再開発を推進する上位計画を列挙する一方、現にある再開発準備組合の検討内容や動きには一切触れず、「本日は、特定の事業を対象とした説明会ではなく、日頃感じている課題や理想などを伺うものです」と案内。再開発への不安が住民にとって最大の懸念なのに、それを意図的に封じるような進め方でした。しかし、当日は、「再開発によって住み続けたいのに住み続けられなくなる状況になることを懸念」などの意見が複数出されました。意見交換会で出された再開発への懸念や反対の声を区はどう受け止め、まちづくりに反映するつもりなのか、伺います。

また、開発への意見を出す場ではないと言いながら、説明会資料には「このガイドラインはまちづくりの指針となるものですので、現在検討が進められている各事業に対して一定の方向性を示すものになる」とも書かれています。この意見交換会がアリバイとされ、ガイドラインが再開発の錦の御旗にされることはあってはなりません。ガイドラインは再開発事業を前提にしたものなのか、伺います。再開発に反対の住民の意見を取り入れたものにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

タワーマンション開発では、マンションに入るためにはたくさんの持ち出しが求められ、さらに管理費や修繕積立金など新たな負担も発生し、事実上住み続けられません。まちをきれいにする、課題を解決するとの名目で、長年そこに住んできた住民の犠牲の上に進んでいくのが再開発です。区長は議会で、まちづくりの主体はそこに住む地域住民と答弁しました。しかし、区のまちづくり行政にこの立場は貫かれているのか。

これまで再開発計画は、準備組合が都市計画案への仮同意書を7から8割集めれば「住民合意がある」と判断され、都市計画決定手続が開始されてきました。2割から3割もの方は置き去りにされ、十分な情報も話し合いもないまま都市計画決定されてきたというのが現実です。区は、再開発計画地区内に住む地域住民の住み続けたいという願いをどう保障するのか伺います。「まちづくりの主体はそこに住む地域住民」というのであれば、現行の都市計画決定までのプロセスの在り方は見直すよう求めますが、いかがでしょうか。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 石田ちひろ議員の代表質問にお答えします。

私からは、平和施策についてお答えします。

我が国は、戦後80年の間、平和憲法の下、一貫して平和国家の道を歩み、力の均衡による抑止ではなく、外交を含む対話により国際秩序の構築に寄与してまいりました。唯一の被爆国である日本だからこそできるこうした姿勢は、国際社会の信頼を得ており、今後もこうした立場で世界平和に貢献していくべきものと考えています。政治とは一体何のためにあるのか、その究極の使命は世界平和のためにあるとの認識に立ち、恒久平和を希求する取組を進めてまいります。

また、「しなやかな社会と日本」についてですが、自己責任に基づく社会、経済、政治の在り方を転換し、子どもも、高齢者も、障害者も今を生きる全ての人々が将来への不安や恐怖ではなく、未来に希望を抱くことができる持続可能な社会保障や経済、政治のシステムを築くこと。たとえ困難に直面しても再び立ち上がり、安心して暮らしていける仕組みをつくること。分断や対立ではなく、包摂的な平和の枠組みを構築すること。そのような人々の幸福（しあわせ）を基軸に据えたしなやかな日本を未来に向けてつくってまいりたいと考えております。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、軍拡や核保有と生理用品の設置、性教育、選択的夫婦別姓についてお答えいたします。

初めに、軍拡や核保有についてですが、防衛費予算の在り方については国会の場で議論されるべきものと認識しておりますが、品川区は、非核平和都市品川宣言の中で明確に非核三原則を掲げております。また、区も加入する平和首長会議では、令和7年8月および令和8年1月の要請文等において、核兵器のない平和な世界の実現に向け、具体的な行動へ歩みを進めることを求めており、区としても平和首長会議と同様の立場にあるものと考えております。

次に、生理用品の設置、性教育、選択的夫婦別姓についてお答えいたします。

初めに、全区有施設のトイレへの生理用品設置についてです。昨年11月下旬から区役所本庁舎3階・7階のトイレへの生理用品設置を実施しております。これは、生理用品の入手が困難な方へ防災備蓄品を活用し配布する「優しさをかたちにプロジェクト」の一環として実施しているところです。今後については、その内容を検証し、設置方法や場所について検討してまいります。

次に、性教育に係るご質問にお答えします。昨年10月、ジェンダー平等推進講座の1つとして、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 お家で伝える性のおはなし」を、NPO法人ピルコンを講師として実施いたしました。そのほかにも様々な年代に向け講座を実施し、理解を広められるよう努めてまいります。

また、若者向けの心身や性に関する相談として、ユースヘルスケアしながわほけんしつを実施しているほか、令和8年度においても、プライベートゾーンの大切さについて家庭で伝えられるよう、保護者向けのワークショップや、読み聞かせるための絵本型リーフレットの配布を予定しているところです。今後も、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進について、様々な形で周知・啓発を図ってまいります。

次に、選択的夫婦別姓についてですが、森澤区長からは「早期に実現すべきもの」とお答えしているところではありますが、引き続き国の動向を注視してまいります。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、物価高対策のご質問にお答えします。

初めに、消費税の減税についてです。消費税減税は、今後、国民会議において議論なされるとされていることから、その動向を注視してまいります。

次に、電気代の補助などについてです。現時点で電気代の補助を行う予定はありませんが、エアコン設置助成をはじめ、様々な物価高騰対策を講じてまいります。また、生活保護の夏季加算については、国が必要性を判断し手当てすべきものと考えております。

次に、シルバーパス購入助成などについてです。東京都が実施しているシルバーパス事業については、現在、制度の見直しを進めている途中の段階であると聞いておりますので、引き続きその動向を注視してまいります。

また、バス運行確保に向けた支援については、現在、東京都において地域公共交通の基本方針の見直しが進められており、令和8年1月に中間のまとめが公表されました。その中で、都の取組として、バス運転士確保に向けた人材の育成・確保や環境・処遇の改善が示されております。区としましては、まずは都における方針改定の状況と具体的な取組について注視してまいります。

次に、中小企業への賃上げ支援についてお答えいたします。区では今年度、補正予算を2回編成し、中小企業に対する設備投資助成や商店街での消費喚起支援を行っています。賃上げについては、その後の持続的な取組や各社の個別事情を踏まえた経営判断が必要な事項と考えております。区としては、中小企業の「稼ぐ力」を高め、賃金引上げの余力を確保できるよう、令和8年度予算でもご提案しているとおり、設備投資や販路拡大など新たなチャレンジに対する取組支援を通じて、結果として従業員の賃金引上げに寄与する支援策を進めてまいります。

次に、区営住宅落選者への家賃助成についてです。区では現在、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮割に対し、今年度開設した住まいの総合窓口を通じた相談支援のほか、セーフティネット住宅や居住サポート住宅の家賃低廉化助成の実施など、居住支援の取組を進めております。区としましては、今後も住宅確保要配慮者など住宅に困窮する方に対し、民間賃貸住宅への入居促進に向けた積極的な取組を進めてまいります。

〔佐藤子ども未来部長登壇〕

○佐藤子ども未来部長 私からは、子どもの権利条例の制定に関するご質問にお答えいたします。

本条例は、区全体で子どもの人権を尊重する意識を醸成し、子どもが権利の主体として尊重される社会を目指すもので、令和10年の制定に向けて準備を進めております。条例における権利と義務についてですが、これは条例の根幹をなす重要事項であります。子どもの最善の利益を最優先に考慮しながら、慎重かつ丁寧な議論を重ねてまいります。子どもの健全な育成と権利保障の両立を図るべく、子どもや地域の意見、専門家の知見等を踏まえ、検討を進めてまいります。

次に、子どもの権利条約の理念等の条例反映についてです。本条約は、児童の権利に関する国際的な規範を示すものであり、その精神を区の実情に即して反映させることが重要と考えております。条例の骨格を形成する重要な要素として、今後の検討過程において十分な議論を尽くしてまいります。多様な意見を聴取する取組に関しては、教育機関等に通う子どものみならず、様々な境遇にある全ての子どもたちの声に真摯に耳を傾けることが不可欠であると認識しております。

こども会議の拡充や新たなワークショップの開催等、子どもたちがより主体的に参画できる仕組みを発展させ、多様な子どもの声を反映させてまいります。加えて、子どもに携わる諸団体との緊密な連携の下、広範かつ多角的な意見集約に努めてまいります。

次に、策定委員会の構成についてです。子どもをはじめ、関係団体の代表者や専門家、そして、公募

による区民の方々を含めた多様性に富む委員構成を検討いたします。幅広い知見と経験を結集し、実効性の高い条例の策定に邁進いたします。

最後に、子どもの権利擁護のための相談・救済体制についてです。子どもの救済の仕組みについては、条例の実効性を担保する上で重要であります。現在、子ども家庭支援センターをはじめ、様々な窓口で子どもからの相談を受け、適切に対応しております。さらなる改善に向け、相談窓口の拡充、関係機関との連携による迅速な対応体制の構築、匿名での相談受付やオンライン相談システムの導入などを検討してまいります。これらの取組を通じて、子どもの権利が真に尊重される社会の構築に向け、全力を尽くしてまいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、緊急避妊薬についてお答えいたします。

緊急避妊薬については、これまで全国の薬局で行われたモデル的調査研究事業の調査結果を踏まえ、処方箋を必要としない一般販売の実施に向けて、研修を受けた販売可能な薬局の公表が行われ、このほど要指導医薬品として販売が開始されたところです。

区は、適切な販売対応による望まない妊娠の防止と当事者の心身の健康管理を徹底するため、医師会・薬剤師会との協議会を設け、情報共有や課題の整理を行ってまいりました。試験販売に参加した薬局や産婦人科専門医からの意見も踏まえ、プライバシー保護のスペースの必要性や、服用後の産婦人科受診の推奨等のフォローアップの必要性について議論をしたところです。また、様々なケースに備えて、警察やワンストップ支援センター、児童相談所などとの連携や、男性も含めた意識啓発や性教育の面から教育委員会との連携が重要であることなども挙げられております。

次回は、3月の協議会で医師会・薬剤師会の役割や連携について確認をいたします。今後、これらの議論を踏まえ、緊急避妊薬の有効性や適切な利用方法について、医師会・薬剤師会とも連携しながら、丁寧な周知・啓発を行ってまいります。

〔七嶋災害対策担当部長登壇〕

○七嶋災害対策担当部長 私からは、防災についてお答えします。

初めに、しながわ防災区民憲章についてです。災害の被害を軽減するためには、公助に加え、自助・共助の取組が不可欠であり、それぞれの連携が円滑なほど災害の被害は軽減できることは、過去の災害から明らかになっています。しながわ防災区民憲章は、区民一人ひとりの防災意識を高め、自助・共助の重要性を再認識し、次世代へと引き継いでいく決意について表したものであり、区としましては、引き続き、区の責務である公助の各種取組をしっかりと進めるとともに、自助・共助への支援を行ってまいります。

次に、不燃化特区支援事業等についてです。不燃領域率の上昇率は10地区ごとで違いはありますが、旗の台四丁目・中延五丁目地区では、平成25年事業開始時の50.7%から令和6年には63.4%となり、12.7ポイントの上昇となっております。また、区内全域の住宅耐震化率は、平成19年の62.3%から令和2年には91.1%となり、28.8ポイントの上昇となっております。

次に、不燃化特区の対象地域の拡大についてです。令和8年度以降の都の不燃化特区支援制度の延伸を受け、木密地域のうち、特に改善が必要な地区として、小山二丁目と中延四丁目の2地区にて集中的な不燃化促進の取組を行っていく予定です。引き続き、地域の防災性向上に向け、木密地域での重点的・集中的な取組を進めてまいります。

次に、上下水道の耐震化についてです。東京都からは、計画に基づき対象を拡大しながら着実に震災

対策を実施しており、その財源も料金収入のみに頼ることなく進めていると聞いております。今後とも機会を捉え、震災対策のさらなる促進を要望してまいります。

次に、避難所の生活環境の改善についてです。区では、生存率が急激に低下されると言われる発災後72時間は人命救助を最優先とした活動を実施いたします。一方で、発災直後の避難所の開設においては、配慮が必要な方を優先した生活環境の整備が行えるよう、令和7年度には、複数のキッチンカー事業者との協定締結、間仕切り付き段ボールベッドの新規備蓄、23区初となる水循環型シャワーの導入など、公助の取組を積極的に進め、できるだけ迅速に避難者支援の体制を構築できるようにしています。引き続き国や都の動向を踏まえ、よりよい避難所環境の整備に努めてまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートについてお答えいたします。

第7回固定化回避検討会は令和7年12月に開催され、RNP-AR方式の海外事例などについて調査研究した内容が示されたところですが、依然として具体的な方策は示されませんでした。区は、検討会当日に「引き続き、看過できない」とする要望書を国土交通大臣へ宛て提出し、市街地上空を通過しない海上ルートの実現に向けた検討を加速化するよう求めたところですが、これまで2回にわたり区長自らが国土交通大臣へ直接要請するなどといった区の行動に応え、国が海上ルートに言及するとともに、その検討が進められているところであります。

国は、今後の方向性として、「海上ルートの実現可能性を追求する」としており、区としましては、区民負担の軽減につながる市街地上空を通過しない海上ルートの実現、その具体的な方策の提示と実施が早期に行われるよう、引き続き国に対し求めてまいります。

〔鵜田都市整備推進担当部長登壇〕

○鵜田都市整備推進担当部長 私からは、品川浦周辺地区再開発事業に関するご質問にお答えします。

品川浦周辺地区では、要綱改正により一部を除いて補助金の交付対象外の地区となっております。現在、準備組合では、再開発事業の計画について事業性も含めて検討を行っている状況と聞いております。

まちづくりガイドラインの策定に当たっては、地域の皆様が考えるまちづくりを実現するため、地域からの様々な声を改めて聞くことが重要と考え、昨年12月に意見交換会を実施したところでございます。意見交換会では「水辺と触れ合える環境整備が必要」、「広域避難場所へのアクセスの改善が必要」、また、「再開発事業は反対」など、様々な意見があったところでございます。

今後も、地域との意見交換やアンケート等を実施していく予定であり、いただいた意見も踏まえまして、ガイドラインへの反映方法も含め、検討してまいります。なお、ガイドラインは、地域資源であります歴史と水辺を生かした後世まで残るまちの将来像や防災面なども踏まえたまちづくりの方向性を示す計画であり、再開発事業を前提にしているものではございません。

最後に、再開発事業において、権利をお持ちの方は、法令の規定により新しい建物の床の一部を受け取り、地区内に残るか、もしくは補償金を受け取り、地区外に転出するか、ご自身の判断で選択できる仕組みとなっております。都市計画の手續に当たっては、法に基づく説明会に加えて事業者による任意の説明会等も実施されているところであり、区としましては、今後もまちづくりに関する地域住民の様々な声にしっかり耳を傾け、真筆に受け止めるとともに、準備組合に対して丁寧な対応を行うよう指導してまいります。

○石田ちひろ議員 自席より再質問させていただきます。

まず、平和ですけれども、区長から改めて、大事なものは軍拡ではなく外交による対話だということが述べられたと思います。また、非核三原則についても非核平和都市品川宣言に明確に掲げ、守ることが大事だと述べられたと思います。高市政権が大軍拡と改憲、非核三原則見直しを進めようとしている中で、こうした答弁は平和を求める区民に希望を与えるもので、大きく評価したいと思いますし、引き続き憲法を守り生かす立場で共に声を上げ続けていきたいと思っております。

次に、物価高です。物価高騰は、とどまる見通しはありません。区民生活や区内事業者の経営は本当に追い詰められておまして、私は、消費税の負担が重過ぎると思わないかと伺いましたので、その答弁がなかったと思いますので、お答えいただきたいと思っております。

次に、ジェンダーです。選択的夫婦別姓についてですが、区長が早期に実現すべきものと。この区長の答弁に私たちは本当にこの間励まされてきました。でも、高市首相は通称使用の法制化で終わらせようとしているのです。区長は、ジェンダー平等をこれからさらに進めようとしています。ぜひ国に働きかけていただきたい。区長にお答えいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

次に、防災です。区は公助をしっかり進めると答弁されました。それは質問でも述べましたけれども、地震は自然現象であり避けられないが、地震による災害は人間の英知と技術と努力による予防対策で被害を最小限に食い止めることができるとの立場に立つということなのか、伺いたいと思っております。

次に、羽田です。少なくとも結論が出るまでは元の海上ルートに戻すよう国に求めるべきと伺いました。ここへの明確な答弁がありませんでしたので、改めて伺います。

最後に、開発です。開発地区内に残るか、地区外に転出するか、自身の判断で選択できる仕組みになっていると。これはいつも言われるんですけれども、今の自分の家のまま住み続けるという選択肢はないんです。地域住民の住み続けたいという願いをどう保障するのかと伺いましたので、改めてお答えください。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、選択的夫婦別姓についての再質問についてお答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、森澤区長からは早期に実現すべきものとお答えしているところではありますが、今、国会のほうでも議論をされているということで、一旦今のところは議論が途中というところがあります。その議論を進められている中で、我々も国の動向を注視していきたいと思っております。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、物価高、また消費税等の再質問にお答えいたします。

私どもとしましては、この間の物価高は区民生活や区内経済に大きな影響を与えているということは、深刻に受け止めているところでございます。令和8年度予算では、物価高対策として商品券事業でプレミアム率を20%とし、過去最高の24億円で実施するほか、様々な物価高対策を講じているところでございます。また、消費税に関しましては、これから国民会議にて議論されるということでありますので、先ほどもご答弁申し上げましたように、その動向を注視してまいりたいと思っております。

〔七嶋災害対策担当部長登壇〕

○七嶋災害対策担当部長 私からは、防災についての再質問にお答えします。

自然災害は避けることはできませんが、災害の被害を防ぐことは、安全なまちづくりと自助・共助・公助がそれぞれ役割を果たし、その連携を高めることにより災害の被害を減災していくと思っております。引き続き区としましては、自助・共助を支援するとともに、公助である取組について進めてまいり

ます。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートに関する再質問についてお答えいたします。

令和7年12月に開催された国の第7回固定化回避検討会では、依然として具体的な方策は示されませんでした。国は、この検討会の中で、今後の方向性として、海上ルートの実現可能性を追求することに言及しております。これは、これまで2回にわたり区長自らが国土交通大臣へ直接要請するなどといった区の行動に応え、国が海上ルートに言及し、その検討が進められているものと認識しております。区としましては、今後も区民負担の軽減につながる市街地上空を通過しない海上ルートの実現、その具体的な方策の提示と実施が早期に行われるよう、引き続き国に対し求めてまいります。

〔鵜田都市整備推進担当部長登壇〕

○鵜田都市整備推進担当部長 私からは、品川浦周辺地区再開発事業に関する再質問にお答えいたします。

再開発につきましては、議員ご指摘の点も含めまして様々な声があることは区も把握しており、事業に対するご不安やご懸念の声を真摯に受け止めております。区としましては、いただいたご意見を準備組合に届けるとともに丁寧な対応を行うよう、引き続き指導してまいります。

○渡辺議長 以上で石田ちひろ議員の質問を終わります。

これをもって代表質問を終わります。

これより一般質問を行います。順次ご指名申し上げます。

せお麻里議員。

〔せお麻里議員登壇〕

○せお麻里議員 自民党無所属の会を代表して一般質問いたします。

初めに、次期学習指導要領改訂に向けた動きと特別支援教育についてです。

2030年の次期学習指導要領の改訂に向けて中央教育審議会では検討が進んでいます。論点整理においては、今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保と提起されています。

「主体的・対話的で深い学び」に関しては現行の学習指導要領にも掲げられていますが、私の認識としても、教科書を教える受け身の授業を基本としていることから脱却できていない印象ですので、それを含めて「実装」という言葉がつけられたことと、現行の学習指導要領の方向性は引き続き踏襲しつつ、「多様性の包摂」を含めて、周囲の大人がより一層実現可能性の確保に向けて動かなければならないということだと私は理解しました。区教委としては、「主体的・対話的で深い学び」と「多様性の包摂」は現状をどのように捉えていて、また、現行の学習指導要領を進める中で区教委が何を課題と感じているか、お聞かせください。

そして、品川区では昨年、教育振興基本計画「品川区教育ビジョン」が策定され、続いてアクションプランが策定されました。計画、アクションプラン、共にきめ細かく子どもたちを第一に考えたすばらしいものであると考えておりますが、これらのプランをスムーズに実行に移すことは容易ではないと感じました。

レジリエンスを育む教育、探究的な学習、特別支援教育、ICT活用など、新しい、または新たな段階に入るような施策は、人材が必要であることを含めて、教職員や地域の方々など周囲の大人と子どもたちをも準備をしてから臨まなければならないと考えます。教職員に関しては、これら新しい教育への

準備と働き方改革は相反するもので、負担が大きくなるかと懸念されます。そこで、アクションプランを進めていく上で、特に教職員の負担を減らす施策をお聞かせください。

先日、戸田市教育委員会が定期的で開催しているプラットフォームin戸田「教育の風をよむpart3「深い学びの実装」と「多様性の包摂」を言葉倒れにしない」において、現在は文部科学省の学校教育官であり、前日野市教育長である堀川拓郎氏の講演をオンラインで拝聴しました。先ほどお話しした次期学習指導要領の基本的な考え方をまさに風を読みながら議論していました。

堀川氏からも、渋谷区や目黒区の事例を挙げ、授業時数の調整についてのお話もありました。もちろん中教審においても議論されています。区教委は、授業時数の調整についてはどのような見解でしょうか。そして、中教審の議論を先読みして、品川の今後の教育を検討していくことに対して見解を伺います。

次に、今後の特別支援教育についても、中央教育審議会初等中等教育分科会における特別支援教育ワーキンググループにて議論されています。こちら論点整理において、通常の学級に在籍する学習面または行動面の困難がある児童・生徒の割合が増加。これらのうち、通級における指導を受けている割合は10.6%にとどまっているなど、個別の配慮・支援を受けていない子どもが多数存在している。通級による指導を受ける児童・生徒数は過去20年間で5.4倍となっており、特に発達障害や情緒障害の児童・生徒数が急増している。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は過去20年間で4.3倍となっており、特に、知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する児童・生徒数が増加。市区町村の教育支援委員会で、特別支援学校の対象となり得ると判定された障害の程度が比較的重い児童・生徒のうち、約3割の子どもたちが小学校に就学という現状があるとのことでした。

先日、来年度就学の障害があるお子さんが、就学相談で特別支援学校が適当であると判定されたのですが、兄弟と同じ小学校の支援学級に就学しようと準備していたところ、保護者が学校側に拒否されていると感じてしまうような対応がありました。学校側はお子さんの教育的ニーズを主に考えたのかもしれませんが、それも含めて家庭の事情も考慮して判断すべきだと私は考えています。

そこで、先ほど国のほうでは3割ということでしたが、同じく品川区において特別支援学校が適当と判定されて、地域の小学校に通っているお子さんの数、割合を教えてください。さらに、支援学校適地地域の小学校に通っているお子さんには、現在主にどのような配慮がなされているのか、そして、課題はどこにあると考えますか、お聞かせください。

今回、アクションプランの中で特別支援教育推進計画の策定が示されたのは大変うれしい動きです。特別支援教育の課題の中で1つの例を挙げると、来年度に1学級、来年度予算案には新たに1学級、新たに自閉症・情緒障害学級が新設される予定となっており、適応となるお子さんが増えているので当然の動きではあるものの、行動面などの困難があるが、通常学級籍で支援教室には通っていないお子さんや、通常級と支援教室で伸びそうなお子さんが支援学級に通っていたりします。さらには、現在の支援学級は障害特性で分けているにもかかわらず、画一的な指導とならざるを得ないことが多いです。

その中で、初等中等教育分科会における特別支援教育ワーキンググループでは、通級・支援教室で各教科の指導を行うことを可能にするということを検討している動きもあります。インクルーシブ教育にも近づくのではないかと期待しています。先ほど「先読みして」というお話をしましたが、このような支援教室の今後も含めて、現時点では品川区の特別支援教育はどのようなビジョンをお持ちか、お聞かせください。

2つ目に、中高生の障がい児の居場所についてです。

以前から、1人で自宅で過ごすことが困難な小学校6年生や中高生の保護者からは、放課後の居場所がないというお声をいただいていた。まずは児童センターが各地域に点在していることもあり、身近で、さらにはインクルーシブな場所となっていることから、ここで過ごせる障がい児もいるのではないかと考え、幾つかの児童センターにお話を伺いました。ある児童センターでは、中学生になって児童センターで放課後を過ごしたい。でも、配慮も必要という子どもがいたら、何回か保護者と一緒に児童センターに来てもらい打合せをすれば、常時ではないけれど見守ることもできるので、ぜひ来てくださいとおっしゃっていました。

昨年から入退室管理システムが全館で導入されて、登録をすれば保護者にも通知が届きますので、保護者の安心にもつながります。例えば、入退室管理システムに保護者が登録することを前提に保護者と面談する機会をつくって、どのようなところに配慮が必要かなどを保護者、児童センターのお互いが認識し、安全に過ごせる場所となるような仕組みを全館で取り組めるよう検討してはいかがでしょうか。見解を伺います。

ただ、ここで課題が1つあり、児童センターへは一度自宅に帰ってからでないと行けないというルールがあります。中学校、高校はほとんどの生徒が自宅との距離があり、往復で時間が過ぎてしまいます。これは障がい児だけではなく、障がいがない生徒も同様です。一度帰ってから部活に行かなければならない学校もあるなど、こちらも今後の検討が必要です。放課後のルールなどを教育委員会と子ども未来部、さらには福祉部とも連携し、子どもの意見を取り入れながら今後検討していただきたいのですが、見解を伺います。

次に、児童センターで過ごすのが困難な障がい児には、放課後等デイサービスや日中一時支援が選択肢としてあります。厚生労働省とこども家庭庁の資料によると、令和6年12月の放デイの年齢階級別利用児童数の割合は、6歳以上12歳未満が65.5%、12歳以上15歳未満が20.3%、15歳以上18歳未満が12.1%で、小学生が約65%ということになります。品川区では、小学生はすまいるスクールも利用できて比較的多様な居場所があるのですが、中学生以降になると居場所が少なくなることが、現在は課題ではないかと考えます。

また、放デイは、小学生から高校生の年齢まで同じ場所で過ごすという施設がほとんどで、多様なニーズや支援が混在してしまうという課題があります。日中一時支援に関しても療育はないものの、小学生と高校生では過ごし方が当然異なります。ですので、自宅や児童センターで過ごすことが難しいお子さんは、放デイや日中一時で中高生向けの場所が増えたら、居場所も増えるのではないかと考えます。

そこで、例えば空いているスペースを活用して、中高生の日中一時支援のような預かりができる福祉施設に対して区が支援する。また、放課後デイも中高生向けを誘致するなど検討いただきたいと思いますが、区の見解を伺います。障がいがあってもなくても、多様な居場所ができることを願って、次の質問に移ります。

交通安全対策についてです。昨今、個人が使用する移動ツールが増えており、自動車、バイク、自転車、電動キックボード、モペットなど、新しいツールによってはルールも知らないまま使用されている方もいるため、以前より一層自治体でできる交通安全対策を行っていかねばならないと痛感しております。

まず、主に普通自動車の交通安全対策についてです。区内の交通事故発生状況の推移を見ると、事故件数は平成28年の730件から徐々に増加し、令和7年は933件です。態様別では最も多かったのは「普通

車」となっています。まず、品川区における普通自動車の交通安全の取組の現状を教えてください。

次に、第11次品川区交通安全計画が令和7年度までの計画となっています。次期計画には新しい移動ツールへの対策を加えるなど、時代に合わせて検討いただきたいと考えます。次の交通安全計画の検討スケジュールや現在の検討状況、今後の見通しをお聞かせください。

新しい施策の例を申し上げますと、静岡県藤枝市や山梨県の富士河口湖町では、一般車両へのドライブレコーダーの購入費・設置費の補助を行っています。この施策は、その他幾つかの地方自治体でも見られました。

藤枝市では、目的として、「一般車両にドライブレコーダーを普及させることにより、運転者の安全意識の高揚を図るとともに、副次的効果として、走行中の記録映像が犯罪被疑者の検挙率向上にもつながることから、ドライブレコーダーの購入費、設置に必要な費用の一部を補助することで、交通事故の大幅な削減を目指します」とあります。藤枝市に成果を伺ったところ、人身交通事故件数は本事業開始から減少傾向にある。また、本市の人身交通事故の約4割を占める追突事故件数も減少しているとのことでした。

そして、藤枝市が特徴的なのは、補助対象者の条件の1つに「交通安全マイレージカードを有する人」とあり、交通安全に資する目標が設定されていて、達成するとマイレージ、ポイントが付与されるものです。この藤枝市の「ふじえだマイレージ」については後ほどお話しします。

ドライブレコーダーは交通安全の効果的なツールの1つではありますが、購入費補助を今回は要望しません。費用対効果を事前に検証すべきだと考えます。ドライブレコーダーだけでなく、サポカーを含めた安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車を購入した際など、交通安全に資する取組を行っていただいた区民へはポイントなどの付与というのが効果的で、すぐ実践できることだと考えています。今まで交通安全を意識してこなかった世代の人々にもアプローチするという意味合いも大きいです。

品川区では、ハード面、ソフト面ともに様々な交通安全施策を打っていただいておりますし、地域の方々も積極的に活動して下さっておりますが、事故件数が増えている以上、区の取組としてはもう一歩踏み込んだ施策を打たなければならないのではないかと考えています。今後は、交通安全への意識向上だけでなく、その後の行動変容にまでつながるような、一歩踏み込んだ新しい施策の検討を要望いたしますが、見解を伺います。

最後に、先ほど事例に出しました「ふじえだマイレージ」ですが、「健康」「教育」「環境」「交通安全」に関する、皆さんの取り組みを応援する仕組みだそうで、背景なども書かれています。その言葉がすばらしいのでご紹介します。「市民一人一人の行動があって初めて「効果＝笑顔」が生まれてくるもの。これまでに、皆さんの行動によりさまざまな笑顔が生まれています。各分野で笑顔が生まれるのは、それに関わる人が「まちを元気にしよう」という想いを共有し、協力し合ってきたからこそです。その笑顔の輪をさらに広げるため「ふじえだマイレージ」をスタートします」とあります。

品川区のポイント事業ですが、健康課所管の健康ポイント、さらに、高齢者地域支援課所管の地域貢献ポイントがあると認識しています。藤枝市のようにまちを元気にする、そのような取組だとするならば、健康も、ボランティアも、環境も、教育も、交通安全も、全て一つの事業としてしっかり取り組んでいただいた方にはポイントが多くたまるような仕組みとして展開してはいかがでしょうか。見解を伺います。

HPVワクチンについて伺います。

現在のキャッチアップ接種の対象者は、令和7年度に新たに定期接種の対象から外れる平成20年度生まれの女子も経過措置として対象者となり、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種している、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子が、令和8年3月31日まで無料で接種できるようになっています。まず、品川区でのキャッチアップ接種の現状と課題をお聞かせください。

さらに、品川区でも男性のHPVワクチン接種は無料で行えますが、任意の予防接種であるため、本人、保護者が知らなかったというお声をいただきました。全ての予防接種・ワクチンに共通していますが、リスクとベネフィットなど正しい知識を知り、家族で話し合うなどして決めていただくことが前提です。

しかしながら、男性のHPVワクチンが存在することも知らなければ、話合いもできません。私が以前から進めているプレコンセプションケアも周知方法の1つで、品川区プレコンパンフレットにもHPVワクチンについて書かれており、大変すばらしいものです。そこで、女性対象、男性対象ともに現在の周知方法を教えてください。そして、プレコンパンフレットは現在どこで配布されていますでしょうか。どの程度周知されているものなのか、効果が分かればお聞かせください。さらに、女性は定期接種となっていますので接種券が郵送されますが、男性にはありません。任意ですので、接種券ではなくHPVワクチンの情報を対象者全員に送るのはいかがでしょうか。見解を伺います。

品川区では現在、男性へは使用ワクチンが4価ワクチンとなっていますが、4価ワクチン、ガーダシルは、今年の12月で製造販売を終了する予定ということです。他区では既に9価が男性への接種対象になっているところもあります。男性への使用ワクチンについて今後の見通しを教えてください。

児童養護施設のお子さんなど、家庭の状況に左右されず誰もが等しく情報を得られるような仕組みを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 せお麻里議員の一般質問にお答えします。

私からは、中高生の障害児の居場所についてお答えします。

全ての子どもたちが安心して自分らしく過ごせる居場所の充実は、子どもの健全な成長を支援するために重要なことと認識しています。

初めに、児童センターについてお答えします。区内に25か所ある児童センターでは、児童指導員を配置し、子どもたちへの遊びの場と機会の提供による自立支援や子育て家庭の支援を行っております。配慮が必要な児童の利用に当たっては、これまでも保護者との連携を大切にまいりました。引き続き保護者との面談の機会を活用し、必要な配慮について認識を共有しながら、今後、全館での安全で適切な支援に向け、丁寧な対応を進めてまいります。

次に、放課後のルールについてです。児童センターでは、学校に準じた一定のルールの下で利用者へのご案内を進めてきたところです。今後は関係部署との連携をさらに強化し、子どもたちの意見も参考にしながら、より適切なルールづくりを進めてまいります。

最後に、放課後等デイサービス、日中一時支援についてです。福祉施設等を活用した居場所の確保については、令和8年度から実施する日中一時支援事業所への運営費助成制度の活用による中高生受入れを事業所に働きかけるとともに、中高生向けの放課後等デイサービスについても、事業者誘致に取り組んでまいります。これらの取組を通じて、障害の有無にかかわらず全ての子どもたちにとって安全・安

心な居場所づくりを進め、子どもたちの健やかな成長につなげてまいります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、教育に関するご質問についてお答えいたします。

まず、現行の学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」は、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方にも示されており、今後の教育の大切な視点と捉えております。「多様性の包摂」については、誰一人取り残さない教育を推進していくために不可欠です。実現に向けての課題としては、「主体的・対話的で深い学び」を展開するために、授業改善を進めていくための時間の創出が挙げられます。「多様性の包摂」については、学校・教職員が多様性、公平性、包括性といった視点を認識し、意識を高めていくことが必要です。これらを教育振興基本計画の重点施策として位置づけておりますので、今後も研修の拡充等を行い推進してまいります。

次に、教職員の負担を減らす施策についてです。教育振興基本計画の「柱3 学びを支える教育体制の確保」の中で様々な施策を展開しています。スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐といった教員以外の人材を充実し、教員が本来担うべき業務の時間を確保していくとともに、教育DXを推進し、各種データの集約・可視化により、子どもたちの学習支援や教職員の授業支援を進めてまいります。

次に、調整授業時数制度についてです。現在、国の教育課程部会において、その在り方が議論されている段階です。品川区においても、今後の区の教育の在り方について検討をスタートさせておりますので、国の議論の動向を注視しながら進めてまいります。

次に、特別な支援を必要とする子どもへの支援です。就学相談において特別支援学校が適当と判断を受けた児童のうち、区立小学校・義務教育学校前期課程に通っている児童は現在23名おり、昨年度の就学相談における割合では約13%でした。児童への配慮としては、特別支援学級に在籍している児童には、身辺自立および学習自立のための介助や支援を行う特別支援学級支援員を、通常の学級に在籍している生徒には、主に教室移動や集団行動の際の介助や安全確保を行う学校生活支援員を配置しております。課題としましては、就学に関する情報提供や、就学する学校と保護者との間での情報共有・合意形成を確実に図ることであり、今後も保護者に寄り添って丁寧に進めてまいります。

最後に、特別支援教育のビジョンについてです。区では、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、全ての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指しております。特別支援教室を含め、様々なニーズに対応できる環境整備を進めるとともに、支援の際には子どもたちや保護者との対話を重視してまいります。特別支援教育推進計画の策定を行い、よりよい支援や環境整備の構築に努めてまいります。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、交通安全対策についてお答えいたします。

まず、普通自動車の交通安全の取組についてですが、品川区内における令和6年の交通事故発生件数は、4年ぶりに前年と比較して減少しましたが、令和7年は再び増加に転じるなど、交通安全対策および啓発の必要性は依然として高いと認識しております。

区といたしましては、令和3年に策定した第11次品川区交通安全計画に基づき、関係機関相互の連携、協力を密にし、普通自動車に限らず全体的な交通事故防止対策として、交通安全環境整備のほか、23区唯一である自転車等安全利用指導員による指導啓発活動を令和4年度から実施するなど、多岐にわたる交通事故防止対策を実施してきました。今後も、様々な機会を活用して交通安全意識を醸成し、交通事故の防止を図ってまいります。

次に、品川区交通安全計画についてですが、現行計画で示した令和7年までの年間交通事故死傷者数の目標を達成できていない状況を踏まえるとともに、令和8年4月に東京都が策定する第12次交通安全計画に基づきまして、新たな第12次品川区交通安全計画の策定を進めてまいります。策定に当たりましては、区民の声を聴きながら、新たなモビリティ対策をはじめ、課題や問題点などをしっかり分析し、時代に合った実効性のある計画となるよう、関係機関とより密接に連携しながら策定を進めてまいります。

最後に、行動変容につながる施策とポイント事業の検討についてですが、交通事故を防止するためには、区民が自ら交通安全について考え、自発的に、積極的に行動してもらえるように促していくことも大切です。まずは関係課と連携して、現在区で行っているポイント制度を活用するなど、交通安全のために自ら行動する動機づけとなり、行動変容につながっていく施策について検討を行ってまいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、HPVワクチンについての質問にお答えいたします。

初めに、品川区でのキャッチアップ接種の現状と課題についてです。令和4年度から令和6年度末まで行っていたキャッチアップ接種において、令和6年度中にキャッチアップ対象がワクチンを接種した延べ人数は9,425名で、接種率は42%でした。令和7年度は令和6年度中にワクチン3回の接種が完了しなかった方を対象に延長措置を実施しており、対象者の65%が12月31日の時点で少なくとも1回以上接種しています。課題としましては、令和7年10月に接種未完了者への勧奨通知と予診票を個別送付いたしました。今なお接種に至っていない方への周知です。今後は、SNS等を用い、情報発信をしていく予定です。

次に、周知方法とプレコンセプションケアのパンフレットについてです。周知方法ですが、定期接種の対象である女性に対しては、小学校6年生のときに予防接種の予診票と案内を個別に送付しています。また、女性、男性両方に向けた内容について、広報しながらと学校を通じ夏休み前に区立学校の生徒に配布しているチラシで周知をしています。さらに、男性に対しては、区内医療機関に任意接種についてのポスター展示をお願いし、周知を図っております。プレコンセプションケアのパンフレットについては、保健センター等の区施設や子宮がん検診を実施する医療機関で配布しています。次年度もパンフレットを活用し、さらに周知を図ってまいります。

次に、男性の任意接種対象者への周知についてです。対象者に対し個別に通知を行うことは考えておりませんが、広報や区立学校でのチラシの配布のほか、SNS等での発信も強化してまいります。

最後に、男性への使用ワクチンについてです。品川区では、令和8年度から9価ワクチンについても全額助成の対象とする予定です。既に4価ワクチンを接種した方については、医師と相談していただいた上で、交接種も可能とする方向で準備をしているところです。

○渡辺議長 以上でせお麻里議員の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時30分休憩

○午後0時59分開議

○大倉副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

おぎのあやか議員。

〔おぎのあやか議員登壇〕

○おぎのあやか議員　しながわ未来会派、参政党、おぎのあやかです。通告に従い一般質問を行います。

まずは、防災についてお聞きします。今年の3月で東日本大震災から15年となり、新年賀詞交歓会の区長の挨拶では、防災に強いまちをつくるという決意の言葉がありました。昨年9月の豪雨災害では、発災直後から見舞金の支給や浸水家屋の消毒、災害ごみの無償回収の告知など区の動きが早く、災害に直面した区民に安心を与えました。また、大雨の中、何度も浸水を心配して店舗を回る商店街組合の会長さんや、生活保護の方々の安否確認に回る福祉課職員の姿がありました。

いつ起きるか分からない災害に対して、区民の命と生活を守るために、ここ数年で速度を上げて取り組んできたと感じています。生じる被害を最小限に抑えるために、今後も行政と区民が一体となって進めていきたいと思えます。そこで、改めて自助・共助・公助の在り方について区の考えをお聞きします。また、今年制定される防災区民憲章とは一体どのようなものでしょうか。

3月には大井町駅前再開発から大型商業施設がオープンします。刻々と変化するまちの環境に対して、人々の命をどう守っていくのか、また、区内民間の大型商業施設との連携がどうなっているのか、お聞かせください。

避難訓練については、きゅりあんなどの区の施設でも定期的に行っており、非常にいい取組だと思えます。地域、町会で行っている避難訓練は、参加メンバーはいつも同じ人で、毎回「発災時にこのメンバーが全員いるとは限らないよね」と言いながら訓練しているそうです。それでも消火栓の位置確認や消火訓練など、やらないよりもやったほうがいいことは明確ですが、少人数であることも想定した避難防災訓練や、たまたまその場にいた町会以外の方が動けるよう、分かりやすく協力し合える仕組みづくりが必要ではと感じます。区のお考えをお聞かせください。

また、避難訓練の参加者を増やす取組として、昨年秋の総合防災訓練では試験的に区民まつりと防災訓練を連動して開催し、合計7,000人の人が参加したとお聞きしました。このような取組において、今後の方針と見えてきた課題をお聞かせください。

品川区の避難所運営マニュアルについてお聞きします。昨年区が作成した基本マニュアルをベースに、現在、区内52か所の避難所ごとに地域の特性に合わせたものを町会、学校、区の職員が入って、話し合いながら進めていると認識しています。昨年12月、主権者教育の一環で品川学園を訪れた際、中学3年生の生徒さんと高齢者の避難について話し合いました。現在、3世代同居の家庭が非常に少なくなっている中、体育館などの限りあるスペースで車椅子が通りやすい通路の確保や健康面など、高齢者の生活を一生懸命想像しながら考える姿が印象的でした。

その中で、「もし体の不自由なひとり暮らしの高齢者が来ていたら」と聞いてみたところ、「食事を運ぶなど助けてあげたい。どんな助けができるかな」という議論となりました。今年度から始めた品川防災ジュニアプロジェクトにより、共助の意識が根づいてきているのではと思います。この避難所に来て助けられた人が助ける側に回る。多世代で協力し合える仕組みづくりといった視点を避難所マニュアルに入れていただきたいと思います。現状はいかがでしょうか。また、障害がある方の個別避難計画の進捗についてもお聞かせください。

続いて、ペット同行避難に関してお聞きします。昨年、区内でペット災害対策や地域猫活動に取り組んでいるしにゃねこの会の自主訓練に参加しました。ペット同行避難の準備など知識を学ぶ座学から、

避難所ペットスペースの設営についてのグループワーク、外に出て実際の設営訓練などを皆で行いました。

品川区での犬の登録頭数は令和6年度で1万4,237頭、登録のない猫を合わせると2万から3万以上の犬猫が飼育され、暮らしています。避難所にも多くの犬猫が飼い主とともに避難してきます。避難所では、動物アレルギーのある人や、鳴き声に配慮して体育館には持ち込まず、学校の校庭やプールサイドなどのスペースをどう活用できるか、ペットエリアの運営をどうするかなど、大切なペットの避難を他人任せにせず飼育者自らが考え、取り組む姿勢は評価でき、後押ししたい活動です。品川区でのペット同行避難は、避難所全52か所で受入れが決まりましたが、避難所マニュアルの進捗はどうか。状況についてお聞きします。

続いて、防災相互協定を結んだ地方自治体との交流について、お伺いします。

品川区では、多くの自治体と防災相互協定を結んできました。近年では、令和6年10月に長野県飯田市、令和7年に茨城県茨城町、千葉県長柄町と続き、5月には、かねてより提案していた福島県矢祭町との防災相互協定が締結となりました。城南信用金庫の東北震災復興支援の取組から始まった「もったいない市場」は、住民の草の根交流として今も着実に輪を広げています。

こうしてつながった地方自治体とは、非常時だけでなく、ふだんからの付き合いが重要なのは言うまでもありません。長野県飯田市は、過去に鈴ヶ森中学校、東海中学校が移動教室で訪れており、近年では飯田市親子品川交流ツアーを行っているとお聞きします。飯田市は、自然・文化・食・体験がバランスよく楽しめる地方都市で、田舎暮らし体験など大都市では味わえない深い体験が魅力です。天龍峡などの絶景や温泉を楽しむほか、リンゴ農園や焼肉といった食文化も充実しています。農家民泊で農作業や郷土料理作りを体験しながら、地方の魅力を濃厚に味わえる自治体です。

福島県矢祭町は、里山と清流に囲まれた自然豊かな町です。矢祭山や久慈川、滝川溪谷では、桜や新緑、アユの遡上、紅葉など四季折々の風景を楽しめます。水郡線・東館駅周辺のまち歩きや、天王祭など地域行事、郷土料理や地酒も魅力です。温泉やキャンプ場、農泊体験、昆虫館など体験型観光も充実しており、都会を離れて自然を感じるたびに最適な場所です。そのほか、山北町、酒井市など防災相互協定を結んだ自治体それぞれに魅力があります。

いざというときに思い浮かべるのは、行ったことがある場所です。通ったことのある道を家族を連れて避難するときに非常に心強いものと思われまます。防災の観点からも、子どもの原体験、家族の時間、協定先の地域経済の活性化のためにも、廃止が予定されている品川荘の代わりに、区民の保養として区民が訪れる際に助成してはいかがでしょうか。区のお考えをお聞きします。

次に、この防災相互協定など既存の自治体連携を生かした品川区の食料安全保障について、お聞きします。

日本の食料自給率はカロリーベースで約4割と、主要先進国の中でも極めて低い水準にあります。私たちの食生活は、輸入穀物、輸入飼料、輸入肥料、輸入エネルギーに大きく依存しており、国際情勢や物流の影響を強く受ける非常に脆弱な構造となっています。平時においてはこの問題は見えにくいものの、大規模災害や国際的な供給不安が生じた際には、一気に現実の問題として顕在化します。当たり前流通していたものの価格が高騰し、急に手に入りづらくなる。

昨年いわゆる令和の米騒動が、記憶に新しい方も多いと思います。有事の際はなおさらであり、そして、その影響を最も早く、最も深刻に受けるのが都市部です。農地を持たず、食料のほぼ全量を外に依存する都市部では、物流が止まった瞬間から供給が細り、人口密度の高さゆえに短期間で深刻な食料

不足に陥るリスクを抱えています。有事には都市部から飢える。この現実を私たちは直視しなければなりません。

食料安全保障は本来国の重要な責務ですが、実際に区民一人ひとりの命と生活を守るのは、基礎自治体です。特に品川区は首都直下地震の発生リスクを抱え、高い人口密度を有する都市部自治体として独自の視点で食料安全保障を考える必要があります。現在、区においても非常食の備蓄は進められていますが、長期化する災害において備蓄だけで十分と言えるでしょうか。量や栄養の問題、乳幼児や高齢者、アレルギーを持つ方への対応、そして物流再開までのつなぎとして機能するのかなど、課題は少なくありません。都市部自治体に求められるのは、備蓄と継続的に食料が届く仕組み、これらを両輪で構築することだと考えます。

そこで、活用したいのが、品川区がこれまで全国各地の自治体と締結してきた防災相互協定です。信頼関係に基づく自治体間ネットワークは品川区の持つ貴重な資産であり、この防災相互協定を食料安全保障の基盤としてさらに発展させるべきだと考えます。具体的には、平時から協定先自治体の農産物を学校給食や福祉施策などに活用することで、有事の際にも同じルートで食料が届く体制を構築することです。

例えばお米ですが、泉大津市では全国10か所の米どころと提携を結び、協定先自治体のお米を学校給食やマタニティ応援プロジェクトとして、妊娠期の栄養支援と子育て世帯への経済的負担軽減を目的とした事業に活用しており、安定供給の枠組みと地域農業の支援を両立させています。提携先自治体でも、適正価格で買ってくれるならと、今までの休耕地に作付を始めた農家さんもいて、昨年の令和の米騒動のときも同じ価格で安定した入荷ができたとのことです。

昨年の有機野菜給食導入に当たり、食材の一括納品ということで、今まで学校に納品していた商店街の小売店を心配する声も出ておりましたが、お米は産地から玄米で区内のお米屋さんへ送り、そこで保管・精米していただければ、今までどおりお米屋さんの経営を圧迫しません。子ども食堂での活用といった選択肢もあります。

お米だけでなく、備蓄用食料を提携先自治体の農産物や加工品と連動させることで、備蓄が単なるコストではなく、提携先の地域農業を支える仕組みになります。こうして都市部が安定した需要を示すことは、生産地の営農継続に直結します。農家の方は、出荷したときにやっと現金化できるが、それまでに肥料や機械などお金がかかると言います。最初から契約していいものを作ってもら。これは支援ではなく、相互に支え合う関係です。

品川区は、高い行政運営能力と財政規模、そして、現在広がりつつある自治体間ネットワークを有しています。この強みを生かし、食料安全保障を防災だけでなく、子育て、福祉、教育、農業支援、環境政策を横断する形で位置づけることは十分に可能です。以上を踏まえ、お伺いします。

防災相互協定に食料供給や農産物調達の視点を加え、食料安全保障の観点から活用していく考えはあるでしょうか。また、提携先自治体の農産物を学校給食や福祉施策、備蓄などに活用することについて、区の認識と今後の検討可能性を伺います。そして、防災計画にとどまらず、都市部自治体として、食料安全保障を明確に位置づけた横断的な方針を検討する考えはあるでしょうか。

日本の食料自給率が低い中、有事に都市部が飢えるリスクは決して机上の空論ではありません。だからこそ、品川区のような都市部自治体が主体的に食料安全保障に取り組むことは、区民の命を守るとともに、日本全体の食料安全保障を支えることにもつながります。防災相互協定という既存の資産を生かし、平時から食を通じた連携を築くことについて、前向きにご検討いただければと思います。

続いて、身近な環境整備による防災強化についてお伺いします。

品川区では、区民の安全な生活を守るため様々な施策を進めていますが、昨年の区民と議会の交流議会で、マンション周辺への飲食物の容器のポイ捨てや落書きに困っているとの声が寄せられました。ごみのポイ捨てや公共物への落書きはまちの美観を損なうだけでなく、管理されていないまちという印象を与え、不法投棄や犯罪を招く要因となります。

東京都で家庭ごみが有料化と検討される中、制度導入初期にはポイ捨てや不法投棄の増加が懸念されます。住宅地の多い品川区においては、こうしたリスクを事前に想定した対策が重要です。昨年、渋谷区では、来訪者や路上飲食が多い地域特性を踏まえ、コンビニやテイクアウト事業者にごみ箱設置を求める条例を制定しました。

しかし、生活者中心のまちである品川区では、同様の手法が最適とは限らず、地域特性に応じた対応が必要と考えます。罰則強化ではなく、低コストで管理されているまちという印象をつくるのが現実的な対策です。例えば住宅地への動線やごみ集積所での表示を工夫することによる心理的抑止は、条例を制定せずとも実施可能です。また、郵便ポストや町会掲示板への落書きについては管理主体が対応することになっており、清掃作業が町会の負担となっているとの声もあります。そこで、家庭ごみ有料化を見据えたポイ捨て防止への予防策について、また、町会掲示板の落書きに関する町会負担軽減の仕組みや取組について区の見解を伺います。

最後に、民泊についてお聞きします。

近年、深夜に住宅街をゴロゴロとスーツケースを引きながら大声で会話する声、また、集合住宅付近入口や時にはガードレール、電信柱といった公共物に設置されたキーボックスに違和感を感じるという声が寄せられています。民泊については、この区議会におきましても多くの議員から様々な声が上がっていましたが、やはり住宅地では本来宿泊施設が立地することを想定していない場所も多く、こうした状況の増加は住環境や防犯意識に少なからず影響を与えています。

民泊については、国の住宅宿泊事業法に基づき、本区でも条例を制定し、住環境の保全と事業の適正化を図っているものと認識しております。しかし、最近、豊島区や墨田区などにおいて、条例による規制強化や運用の厳格化が進められており、渋谷区をはじめ、23区の多くの自治体で民泊規制についての議論が再燃しています。その結果、羽田空港からアクセスもよく、比較的規制が緩やかな品川区に民泊業者が流入してくるのではないかと懸念の声が上がっています。

昨年、区民委員会の行政視察で訪れた大阪府にオーバーツーリズムと民泊の状況について尋ねました。実際、大阪府では特区民泊をめぐる、騒音やごみ出しといった生活トラブルが相次ぎ、住民の民泊に対するイメージが著しく悪化したことから、大阪市をはじめ大阪府が管轄する34市町村のうち、29市町村が今年5月をもって新規申請受付を一時停止する判断に至っています。

また、外国人が在留許可を取得し、移住する手段として民泊が利用されていることが、特に問題になっているとお話もありました。これは本来の経営管理ビザの趣旨とは乖離する状況であり、今後、経営管理ビザは新規、更新ともに厳格化するようですが、日本の生活や習慣に不慣れたオーナーの民泊は住民とのトラブルに発展しやすく、不在の場合は責任の所在が曖昧になりがちです。先月、荒川区では、度重なる指導を無視したとして、住宅宿泊事業法違反で全国初の摘発がありました。

こうした他自治体の事例を踏まえ、品川区においても、民泊について注視する必要があると考えます。そこで伺います。区は現在、品川区における住宅宿泊事業の件数、立地傾向、違反や苦情の内容について、どのような実態認識をお持ちでしょうか。また、届出事業者が外国人オーナーである場合、日

本的生活ルールや地域習慣、条例内容が十分に共有されているのか、お聞きします。そして、他自治体での規制強化を受け、区内への事業者流入の可能性についてどのように分析しているのか、お聞かせください。

次に、商業地域・近隣商業地域における民泊について伺います。都市計画上、これらの地域は商業・業務機能を主とする地域であり、一定程度の宿泊施設立地が想定されていることは理解しております。しかし、大井町、五反田といった駅前の広域商業地と違い、品川区の多くの商店街においては、昔から人がその地域に住み、店舗の上階や裏通りに居住実態のある地域住民の生活の場でもあります。観光を目的とした短期滞在者が、日常生活の動線や生活空間に常態的に入り込む現状は、「商業地域だから問題ない」と一律に整理できるものではなく、生活と観光が無秩序に重なっている状態とも言えます。

区は、商業地域・近隣商業地域、とりわけ居住実態のある商店街における民泊が、騒音・ごみ・防犯といった生活環境に与える影響について、どのような課題認識を持っているのか伺います。また、商業地域であることを理由に住民生活への配慮が相対的に軽視されることがないように、現行条例や運用の中でどのような歯止めを設けているのか伺います。

商店街は、単なる商業集積ではなく、地域コミュニティの核であり、防災・防犯・見守りの拠点でもあります。地域との関連性を前提としない短期滞在者の出入りが常態化することについて整理が必要ではないでしょうか。民泊は、国の観光政策の一環である一方、地域にとっては生活環境の問題でもあります。今後、他地域からの事業者流入も見据え、管理体制や責任の明確化、地域住民への事前説明や合意の在り方について、条例の見直しや運用強化も含め、より踏み込んだ対応を検討する考えがあるのか、区の見解を伺います。

品川区は、今までも様々な課題に取り組んできました。ちょうど1年前、昨年年第1回定例会の一般質問で、外国人の不動産保有率は、安易な外国免許切替え制度で区内の道路の安全は保てるのか。外国人の生活保護申請について、海外にある資産や家族などはどのように調査を行っているのか。外国人の国保滞納額と出産一時金申請に対する給付金額実績は。家族呼び寄せビザで来日した外国人高齢者の介護保険利用について質疑させていただきました。そのときは「外国人差別だ」とやじさえ飛んできました。

しかし、半年後の参議院選挙では外国人政策が論点となり、現在、国のほうでも様々な動きがあります。中でも、外国人の国民健康保険料滞納については、区内在住の外国人の割合に対してその大きな金額を問題と捉え、国民健康保険料滞納情報を出入局在留管理局と共有し、在留許可申請に活用する制度に向けて動いていただきました。全国的な制度としての本格運用は、2027年6月頃から始まる見込みですが、国が始めるのを待ちますと言っている自治体もある中、品川区は1年半早く昨年の12月から運用を始めました。国の社会保障維持と区民の財産を守るためにしっかりやっただきっていると感じます。

地方自治体は、国の下請ではありません。国が気がつかない法の穴を埋めていくのは、地方自治体です。災害や物価高騰、世界情勢を反映した不安や混乱など様々な局面がございますが、全力で品川区民の安心・安全な生活を守り、子どもが安心して育つ品川区の環境を守っていただきますよう強く求めて、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 おぎのあやか議員の一般質問にお答えします。

私からは、災害時相互援助協定を締結した自治体との交流についてお答えします。大規模災害が発生

した際には様々な助け合いが重要であり、これは自治体間においても同様です。こうした自治体間での助け合いの輪を広げていくため、各地の自治体との間で災害時に相互に助け合う関係づくりを進めているところです。災害時相互援助協定につきましては、自治体間の制度的な連携にとどまらず、平素から住民同士が顔の見える関係を構築していくことが、協定の実効性を高める上で大変重要であると考えております。

こうした視点から、実際に地域を動かし、地域の実情を知る各地区の町会・自治会連合会が連携都市を訪問し、連携都市の住民と交流する事業や、区民を対象とした区内では体験できない農家民泊ツアーについて、新年度予算案で提案しております。これらの新規事業の状況を見つつ、住民同士の交流の裾野を広げていくため、今後、保養所の廃止後の代替事業としての位置づけも含め、検討をまいります。

[七嶋災害対策担当部長登壇]

○七嶋災害対策担当部長 私からは、防災についてお答えします。

初めに、自助・共助・公助の在り方についてです。「自助」は一人ひとりが自ら取り組むこと、「共助」は地域や身近にいる人同士と一緒に取り組むこと、「公助」は国や地方自治体などが取り組むことです。公助に加え、自助・共助の取組が不可欠であり、それぞれの連携が円滑なほど災害の被害は軽減できることは、過去の災害から明らかになっています。

次に、しながわ防災区民憲章についてです。過去の災害からの教訓に学び、行政のみならず全ての区民が、いつ発生するか分からない災害への対応や備えを自分ごととして受け止め、考えていかなければなりません。しながわ防災区民憲章は、区民一人ひとりの防災意識を高め、自助・共助の重要性を再認識し、次世代へと引き継いでいく決意について表したものです。

次に、区内の大型商業施設との連携についてです。まちづくりの進展に伴い、新たな大型商業施設が整備される際には、これまで同様、災害時協力協定を締結し、区と事業者が連携して帰宅困難者対策を進めてまいります。これにより、帰宅困難者の安全確保、さらには、群衆混雑による二次災害の防止を図ってまいります。

次に、防災訓練における今後の方向性についてです。少人数想定や、その場に居合わせた方も動けるよう、分かりやすく協力し合える仕組みづくりとしましては、少人数でも訓練できる手順が掲載されている「しながわ防災訓練ガイド」を活用しております。さらに、令和8年度に本ガイドを更新し、内容の充実を図ってまいります。

区民まつりとの合同開催については、区民まつりを目的としてこられた方が防災訓練にも参加することで、昨年と比較して様々な年代の多くの方に自助・共助の重要性を啓発する機会を得ることができました。一方で、参加者が防災を自分ごととして捉えることができたかが課題であると認識しております。

次に、避難所運営マニュアルに多世代協力の視点を反映することについてです。避難所運営マニュアルには「避難所運営の実務は、避難者全体で実施する」と示されており、災害時には、世代を問わず、避難者が避難所運営に当たることとなります。令和7年12月の区内一斉防災訓練では、荏原第六中学校において中学生と共に避難所開設訓練を行うなど、多世代が関わる防災訓練も実施されています。引き続き、避難所運営で多世代が協力し合えるよう、環境整備に努めてまいります。

次に、障害者個別避難計画の進捗状況についてです。身体障害者手帳1級から3級、愛の手帳1度から2度の方については、障害福祉サービス利用者約650人中450人、サービス未利用者102人と、合計552人が作成済みです。精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者等については、現在120人が作成済みで

す。いずれの障害種別においても様々なご事情から同意をいただけない方がいらっしゃいますが、関係機関と連携を図りながら作成の必要性を説明し、作成件数の増加に努めてまいります。

次に、ペット同行避難に関する運営マニュアルについてです。区では、令和6年度に「避難所運営マニュアル（品川区標準版）」を改訂し、全ての区民避難所でペット同行避難を可能としています。一方で、動物アレルギーのある方や動物が苦手な方への配慮、災害時のストレスによるペットの行動変化など、運営上の課題があることも認識しています。

まずは、各区民避難所の避難所運営マニュアルを整備し、これを踏まえながら、ペット、飼い主、避難者が安心して避難生活を送れるよう、東京都獣医師会品川支部や東京都動物愛護推進員などと連携しながら、ペット同行避難に関するマニュアルの整備について順次進めてまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、災害時相互援助協定などの連携を生かした区の食料安全保障についてお答えいたします。

初めに、災害時相互援助協定に基づく災害時の食料の確保についてです。災害時の長期化する避難生活において食料を確保し続けることは、区民の命を守るためにとても重要です。区では、備蓄物資に加え、国、東京都、他自治体、民間事業者等と連携して支援物資を受け入れる体制を構築しております。他自治体との災害時相互援助協定では、援助内容の1つに「飲料水、食料品および生活必需品等の応急物資の供給」を定めており、災害時には農産物も含め、食料が供給されることとなっています。

次に、協定先自治体の農産物を活用した施策の展開についてです。災害時相互援助協定を契機とした自治体間ネットワークは貴重な資源であります。平時から協定先自治体との顔の見える関係性を構築し、農産物に限らず、各自治体が有する強みを生かした連携施策の可能性を検討してまいります。なお、子育て世帯へのお米支援プロジェクトでは、高知県や酒井市からお米を調達しています。

最後に、都市部自治体としての食料に関する横断的な方針については、国の動向や社会情勢等を注視しつつ、災害リスクの状況なども踏まえながら、今後の検討課題として捉えてまいります。区といたしましては、各自治体との食を通じた連携に加え、区民の生活を守るべく、有事に備えた平時からの対策に努めてまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、身近な環境整備による防犯強化についてお答えいたします。

初めに、家庭ごみの有料化については、今後23区一体で検討が行われていくことと認識しておりますが、全ての区民の日々の生活、区民負担に直結するものであり、導入には慎重な検討を十分重ねる必要があるものと考えます。なお、有料化した場合にポイ捨てや不法投棄が増える可能性について一般論として論じられることもありますが、一方で、有料化を導入した自治体によっては、事前の丁寧な住民への周知により、不法投棄などがほとんど見られなかったという報告もあります。いずれにしても、まちの美化とともに、地域の防犯強化の観点からも、ポイ捨てなどを予防する呼びかけに資源ステーションを活用するなど、マナー啓発に努めてまいります。

次に、町会掲示板への落書きについては、一般的に器物損壊罪等に抵触する可能性があり、管理者から警察への被害申告をすべき事案と思われれます。区としても、被害に遭った地域での生活安全サポート隊によるパトロールを強化するほか、防犯設備整備助成金による区内全域への防犯カメラ設置を促進することで、被害の早期発見と犯罪抑止を図ってまいります。なお、町会掲示板が落書き被害に遭った場合には修繕経費の補助金が活用できますので、引き続き町会・自治会に補助制度について周知を図って

まいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、民泊に関するご質問にお答えいたします。

初めに、品川区における現状についてですが、令和8年1月31日現在の区内の住宅宿泊事業法に基づく届出施設件数は231件で、そのうち約76%が商業地域もしくは近隣商業地域において営業しています。区に寄せられている民泊施設に関する苦情や相談は年間10件程度ございますが、そのうち夜間等の騒音に関するものが約4割となっています。

また、オーナーが外国人である場合には、届出の事前相談や標識交付の際に、通訳タブレットや東京都作成の多言語対応のパンフレット等を用いて、関係法令に基づく遵守事項に関する理解が得られるように説明に努めております。

他自治体での規制強化に関しましては、現在のところ、明らかな影響は見られません。今後も、これまでと同様に一定程度施設数は増加することを見込んでおりますが、区内で営業する全ての事業者の営業実態について、警察などの関係機関とも連携しながら、引き続き監視・指導してまいります。

次に、商業地域・近隣商業地域における民泊についてですが、民泊施設において発生する騒音やごみの不適切な処理等は、用途地域にかかわらず、周辺にお住まいの方々の生活環境を悪化させる要因となることから、このような情報を把握した場合は、当該施設の現地調査や周辺住民への聞き取りなどにより事実確認を行い、必要に応じて事業者に対して関係法令に基づき指導を行っております。今後も、住民一人ひとりに寄り添いながら適切に対応してまいります。

最後に、今後の対応についてですが、区としては、民泊施設の近隣にお住まいの方々の懸念を軽減できるよう、区内における民泊施設の営業実態を注視し、必要に応じて関係法令に基づき引き続き適切に対応してまいります。条例等による規制強化についても、国や他自治体の動向を踏まえて今後検討してまいります。

○大倉副議長 以上でおぎのあやか議員の質問を終わります。

次に、鈴木ひろ子議員。

〔鈴木ひろ子議員登壇〕

○鈴木ひろ子議員 日本共産党区議団を代表して一般質問を行います。

まず初めに、第10期介護保険事業計画策定の年 国の改悪を許さず、充実した地域包括支援センターの設置と介護保険料の低所得者負担の軽減をです。

介護保険制度がスタートし25年、この間、高齢者には負担増、介護労働者には全産業賃金との差が月8万3,000円も低い低賃金、事業者には介護報酬の引下げで倒産が過去最多。もはや介護保険制度は崩壊寸前です。2025年、共同通信社が自治体対象にアンケートを実施。「サービス提供体制の持続に危機感」は97%の首長が「ある」と回答。理由の最多は「制度の支え手不足」。財源対策として84%の首長が、「国の公費負担割合の引上げ」と回答しています。

そんな中、森澤区長が施政方針で「高齢者が適切なサービスを受けられることは権利」と打ち出したことは、社会保障のあるべき姿を示したものであり、高齢者を勇気づけるものです。共産党は、区が行った独自の居住支援手当と訪問介護の報酬引下げによる減収補填を大きく評価しています。先進的な取組は次々と他区にも波及し、渋谷区でも介護職員等に月1万円の支給。さらに、人材不足がより深刻なケアマネジャーや東京都の居住支援手当が減額される6年目以上の職員に対し1万円を加算します。区として、介護保険基本報酬の大幅引上げと国の公費負担割合の引上げを国に求めてください。

東京都の居住支援手当が、経験年数6年未満が月2万円なのに対して、6年以上が1万円に下がることの是正へ、品川区が2万円に引き上げること。本部が他区にあって、品川区の高齢者の訪問介護を担っている事業者も対象にすることを求めます。それぞれいかがでしょうか。介護事業所の人材不足は深刻です。この5年間で閉鎖した事業所数。訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所それぞれの件数を伺います。

地域包括支援センターが、遂に令和9年度から各地に設置されることになりました。20年間品川区だけが地域に1か所も設置せず、保健師も社会福祉士も配置しない古い制度の在宅介護支援センターのまま行ってきた仕組みから、3職種の専門職による総合相談や地域づくり、権利擁護など、チームアプローチができる仕組みに変わります。他の自治体より20年遅れの出発です。現状と課題を明らかにし、十分な専門職の配置によって、高齢者福祉の質が充実する取組となるよう期待します。

地域に1か所も地域包括支援センターをつくってこなかったことによる品川区の課題は何か。今年度の他自治体の調査の結果、どんなことが得られたのか。新年度はどのように検討するのか伺います。現在、区の高齢福祉課に1か所だけ登録している地域包括支援センターの活動内容が見えません。少なくとも国が義務づけている事業評価、年度の方針、実績と計画を策定し、公表するよう求めます。いかがでしょうか。

特養ホームは、小山台住宅跡、元芝都宮跡、八潮南特養の増床と3か所合計200床余増えますが、それを加えても整備率は23区で18位、老健施設との合計整備率は23位、最低です。多くの区民が月30万円から50万、60万円もの有料老人ホームか、それが払えなければ、家族や友人とも遠く離れた他県の施設に入らざるを得ません。高齢者人口は2040年まで増え続けると推計。特養ホーム等は計画から竣工まで月日がかかります。

昨年の3月と9月の入所調整会議にかけられた特養ホームの申請者の人数と、半年間で入所できた人数をそれぞれ伺います。特養ホームと老健施設の今後の増設計画をつくるよう求めます。今から現庁舎跡や旧第一日野小跡などに特養ホームや老健施設の増設を求めます。いかがでしょうか。

新年度で介護保険料が決定されます。品川区は、合計所得額が2,500万円以上の人は、どれだけ所得があっても保険料は頭打ちです。しかも、最高額が基準額の3.3倍というのは、23区で一番高額所得者の負担が軽い。収入に占める保険料の割合は年間所得5,000万円の人の場合、国民年金満額の基準額の人の16分の1にすぎません。第10期介護保険料は、多段階化を強化し、高額所得者に応分の負担を求めると低所得者の保険料引下げを求めます。いかがでしょうか。

次に、23区最低だった障害者福祉の抜本的な拡充へ、現庁舎跡に2つ目の障害児者総合支援施設をです。

障害者権利条約では、障害の捉え方を社会モデルから人権モデルへと発展させ、障害者の社会参加を困難にしている原因は、障害者本人ではなく社会の側の障壁にある。全ての人が持つ尊厳、人権、自由を障害者も等しく持つとし、障害は人間の多様性の一部だとしています。

しかし、総合支援法は、障害を抱えた結果、日常生活や社会生活に支障・困難を来しているという医学モデルの立場で、障害認定は専ら身体的機能を数値で評価することが中心。障害者手帳も同様です。そこからは、障害者の自己責任、家族責任、自助の強調、さらには優生思想も生まれやすくなります。日本の障害者予算は、GDP比でOECD平均の半分です。2倍に引き上げてやっと国際的な水準です。医学モデルから社会モデル、人権モデルへと転換させ、他の先進国並みに障害者予算を抜本的に引き上げることが必要です。

濱野前区長が、区民からの「品川区の障害児者福祉は質量ともに23区最低」との指摘に対して、「おっしゃるとおり」と認めたのは2018年。区自らがサービス抑制を行ってきた結果でした。そこから障害者団体の皆さんからの粘り強い運動により、充実に向けての取組を進めてきました。

さらに、森澤区政になり、障害児通所サービス無償化や18歳の壁対策、外出に係る負担軽減、従事者への居住支援手当など先進的な施策が行われ、さらに今回の施政方針で、施策の抜本的な拡充を図る司令塔機能を担う担当部長を配置と打ち出し、日常生活用具の拡大や身障者会館の建て替え検討、福祉オンブズマン制度創設などが具体化され、心強く感じるとともに大いに期待しています。長い間抑制してきたために、いまだ23区最低水準が数多く残されている障害者福祉の抜本改善へ、提案します。

グループホームは、民設民営で定員数は増えましたが、それでも整備率は低い上に、増設の多くが軽度の精神障害者対象であり、特に支援区分5・6の重度者の区内グループホーム入居者は僅か数人のみ。これは23区で最悪です。さらに、出石グループホームの入居希望者は、定員16名に対して87人と5.4倍、あまりに足りないことは明らかです。

就労支援B型や放課後等デイサービスの整備率、放デイの1人の利用上限が月23日に拡大されましたが、平均で月6日しか使えない。これらは全て23区で最低。18歳以上が利用できる日中一時支援施設や、人工呼吸器使用者等医療的ケア児者のショートステイもありません。

障害者の中でも年々増え続けているのが、精神障害者です。区内の保健福祉手帳の所持者は毎年増え続け、7年間で2.3倍に。約5,000人です。相談拠点である精神障害者地域生活支援センターが現在「たいむ」1か所のみですが、人口41万人に対して1か所というのは、23区で最も低い整備率となります。早急に重度者対象のグループホーム、就労支援B型、放課後等デイサービスの増設、医療的ケア児者のショートステイの設置と精神障害者地域生活支援センターの2か所目の設置を求めます。いかがでしょうか。

共産党が、世田谷区のような施設整備方針を策定し、必要量や整備時期、支援内容を明確にすることを求めたのに対して区が、必要量などを検討し、整備を進めるとの答弁でした。整備計画は新年度に策定されるのか伺います。計画策定に当たっては、学識経験者や当事者、団体代表者を含めた策定委員会をつくり、策定するよう求めます。いかがでしょうか。

区内に施設が足りないために、区外の施設を利用せざるを得ない実態がたくさんあります。施設入所者、障害者グループホーム入居者、就労継続支援B型、それぞれの利用者数と、そのうち区外の利用者が何人か伺います。長期間23区最低だった障害者福祉を抜本的に改善させるには思い切った対策が必要です。障害者団体の方々と毎年懇談し、お話を伺うたびに切実な要望があふれていることを実感します。

障害者権利条約でも、自立支援法撤回の運動でも、スローガンは「私たちのことを私たち抜きに決めないで」です。当事者団体の皆さんから森澤区政に対する大きな期待があります。区長自らが、障害のある方々、団体の方々から現状の課題や要望を聴取する場をつくってください。いかがでしょうか。抜本改善の第一歩として、現在検討している現庁舎跡へ障害者総合支援施設の2か所目の設置を求めます。いかがでしょうか。

次に、物価高騰で負担は限界 高すぎる国保料は値上げではなく引き下げ、子どもは無料にです。

物価高騰は、区民の暮らしを長期間にわたり痛めつけ、これ以上の負担増は耐えられません。しかし、これほど高過ぎる国保料が社会問題になっているにもかかわらず、国は新年度から子ども・子育て支援金を国保料に上乗せして徴収。これだけで新たに1人平均4,647円の負担増です。国保料合計では1人平均21万5,000円、昨年度から1万4,000円もの大幅値上げ。これは過去最大です。

全国知事会や市長会、23区区長会は、所得が低い国保が他の医療保険料よりも高いという構造問題を指摘し、負担は限界だと訴え、国庫負担割合の引上げと低所得者の負担軽減、子どもの国保料減額拡充を求めてきました。今回の国保料大幅値上げは、これらの要望に逆行します。今回の総選挙でも多くの政党が社会保険料の引下げを掲げました。国保料は、この社会保険料の2倍も高いのです。国保料こそ引き下げるべきです。

今回の大幅値上げになった要因の1つは、子ども・子育て支援金の保険料上乘せです。しかも、子ども支援金の額は、今年が6割、来年が8割、3年目が10割と再来年まで上がり続けるのです。本来国の税金で行うべきです。子育て支援のために徴収するのに、国保だけが子どもの国保料を取り続けるのは制度矛盾ではないのか。国も、2027年度から半額の対象を18歳まで拡大の方向で検討と言われています。しかし、無償化ではありません。

区は、共産党の「子どもの国保料を無償化すべき」の質問に対して、国保法ではできると認識しているが、国から特定の対象者に画一的な基準での減免は、法令違反とは言えないものの適切ではないと示されており、独自の実施は考えていないと繰り返しています。しかし、国自身が就学前の子どもを対象に減額措置を行っています。無償化の縛りには当たりません。国保だけが徴収している子どもの国保料は、国の制度として無償化すべきと考えるが、区の認識を伺います。

現在の18歳以下の人数と子どもの国保料を無償化に必要な額は幾らか伺います。品川区から独自に無償化を実施するよう求めます。いかがでしょうか。これまで削減し続けてきた法定外繰入れを行い、国保料は引き下げるよう求めます。いかがでしょうか。

最後に、リニア新幹線の重大事故 まともな説明もないまま工事再開は許されない。問題だらけのリニア新幹線は中止こそです。

昨年10月28日、西品川一丁目で起こった区道の隆起事故は、区も述べているとおり、区民の命と生活を脅かす重大な事態であり、調布市の陥没事故に匹敵するものです。即日区長名でJR東海に対して早急な原因究明と工事中止、区民への丁寧な説明と適切な措置を求めたこと、さらに、教室型説明会を求めたことを評価しています。

JR東海は、12月22日に「区道の隆起事故はリニア新幹線トンネル工事が原因」と認め、ホームページで原因と対策を掲載。1月22日には品川区議会への説明会、2月1日と2日は、区民を対象に中小企業センターでオープンハウス型説明会とともに一斉教室型説明会が行われました。これは、住民団体と共産党、区からの要請で実現したものです。しかし、いずれも僅か1時間で打ち切りました。

延長を求める意見が次々出され、10人以上の住民が手を挙げていました。会場から一斉に抗議の声が上がりました。説明会では、「また同様の事故が起こるのではないか。不安でたまらない」、「住み続けられるのか。引っ越しを考えている」、「資産価値が下がってしまう」など不安の声がたくさん出されました。JR東海は「続きはオープンハウスで」と言いますが、回答者の所長や課長はすぐに帰ってしまい、責任のある役職者は一人もいません。

教室型説明会で他の人の質問とJR東海の回答を聞くことにより、様々な角度から事故への理解が深まります。地域住民が共通の情報を得る権利や、JR東海に対する疑問や意見を述べる場が保障されるべきです。今回の説明会では多くの住民が納得せず、このまま工事の再開は許されません。質問したいと手を挙げている人がたくさんいたにもかかわらず、JR東海が僅か1時間で説明会を打ち切ったことは、品川区が求めてきた丁寧な説明とは言えないのではないか。いかがでしょうか。まともな説明もないまま工事を再開することは許されないと考えます。区の認識を伺います。再度十分に時間を取った教

室型説明会を行うよう J R 東海に求めてください。いかがでしょうか。

J R 東海は、今回の事故の原因を全て推定としています。調布市では、ボーリング調査によって深さ 16メートルと 5メートルに大きな空洞が発見されました。品川でもボーリング調査が必要ではないでしょうか。また、J R 東海は、「今回の事故は想定外」と説明。さらに、短時間でチャンバー内の圧力低下を把握しながら、区からの指摘まで区道の隆起に気づかず、マシンも動かし続けました。適切な管理もされていなかったということです。事故調査報告書があるのか、データも、検討会の有識者名も、議事録も公開されていません。あまりにずさんです。

区として、事故についての発生原因と対策を諮問したシールドトンネル部会の諮問に対する回答内容の公表を求めてください。J R 東海の都合のよい有識者での検討だけでなく、調査結果を基に利害関係のない専門家がいった第三者機関を設置し検討するよう、東京都や国に求めてください。品川区が主導で J R 東海も出席し、専門家が質問でき、意見も言える公聴会を開いてください。いかがでしょうか。

そもそもリニア新幹線は問題だらけです。熱海の崩落事故の 1,000倍を超える残土の処理は多くが盛土です。豪雨災害が多発する中、二次災害のリスクです。さらに、水枯れや地盤沈下、トンネル崩落事故などを起こし、各地で反対運動が起こっています。あれほど特殊な地盤はないし、管理をしっかりとやるので事故は起こさないと豪語していたにもかかわらず、想定外の事故。白紙に戻して見直すべきです。さらに、住民に対する説明会も 1時間で打ち切る誠実さのかけらもない J R 東海の態度。これでは住民は安心できないし、納得できません。住宅地の真下に進む目の今こそ、J R 東海に対してリニア新幹線の中止を求めてください。いかがでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 鈴木ひろ子議員の一般質問にお答えします。

「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という言葉が示すとおり、障害のある当事者やそのご家族、団体の方々から現状の課題や要望をお伺いし、それを反映しながら施策の検討を進めていくことは、重要であると認識をしております。

昨年、障害のある方々との意見交換の場に参加し、様々な背景や思いを含めた切実な声を直接お聞きし、施策に反映できたことは、有意義であったと認識をしております。先日の施政方針でも申し述べましたように、今後、障害者施策の抜本的拡充を図ってまいります。私自身はもとより、区の担当部門と障害のある当事者やそのご家族、団体の方々との意見交換の場を拡充し、その意見やご要望を伺いながら、施策の充実を図ってまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、高齢者および障害者福祉に関するご質問にお答えいたします。

まず、介護報酬につきましては、介護サービスの安定的な提供体制を維持するためにも実態に見合った水準の確保が必要であり、区としましても、これまでも全国市長会等を通じて国に対し適切な報酬水準の確保を要望してまいりました。今後も事業者の経営実態等を踏まえ、必要な見直しを求めてまいります。

次に、区の居住支援手当についてですが、区では、介護職の給与水準が全産業平均と比較して低いことや、住宅コストが高いことなどの地域特性を考慮し、令和 6 年度より区独自の手当を創設しました。区内介護事業所における人材確保・定着の促進を目的として実施しており、支給額や対象事業所の要件については、都や他区の動向、区内事業所の人材確保の状況等を踏まえ、引き続き効果的な支援策を検

討してまいります。

次に、区内で令和3年度から7年度までの直近5年間に閉鎖した事業所数は、訪問介護15か所、通所介護10か所、居宅介護支援事業所6か所となっております。

次に、これまでの地域包括支援センターに関する取組ですが、区と20か所の在宅介護支援センターの連携により、要支援から要介護まで切れ目のない支援を行うとともに、困難ケースにも対応できるよう強固な連携体制を築いてまいりました。一方で、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、相談内容が複雑化・複合化していることから、認知症や医療依存度の高い高齢者の対応を含め、専門性や多職種連携の必要性などを他自治体の視察等により課題として認識しております。引き続き、在宅介護支援センターの職員等から直接意見を聞くとともに、地域包括支援センター運営協議会において議論を重ね、来年度は、令和9年度のモデル実施に向け、具体的な準備を行ってまいります。

次に、地域包括支援センターの年度ごとの方針を作成し、事業評価することについては、平成30年度より国が定めた評価指標を用いて、地域包括支援センターの事業評価および機能強化に取り組んでおります。今後、地域包括支援センターの在り方を検討する中で、他自治体の例を参考にしながら、区独自の評価指標や結果の公表等について検討してまいります。

次に、特養ホームの入所申込みについてですが、申請者数は、令和7年3月の入所調整会議実施時が444人、9月が451人です。また、各調整会議後の入所状況については、3月実施分が143人、9月実施分は令和8年1月末時点で82人となっております。特養ホームや老人保健施設の増設については、今後の高齢者人口の推移に合わせてサービス量を適切に見込みつつ、限られた資源を十分に活用しながら計画的な整備を検討してまいります。

最後に、介護保険料についてですが、保険料はサービス基盤の整備状況やサービス利用の見込みに応じて保険者ごとに設定しており、低所得者に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、所得段階別の保険料率を採用しております。今後、第10期介護保険事業計画を策定するに当たり、多段階化の強化や低所得者の保険料引下げについて、これまでの段階や保険料率、国の指針等も考慮した上で検討してまいります。

次に、障害者福祉についてお答えします。

初めに、各種施設の設置についてですが、グループホームや就労継続支援B型、放課後等デイサービスについてはこれまでも区で整備を進め、今後も小山台住宅等跡地などに開設する予定です。グループホームや放課後等デイサービスについては開設補助制度も設け、民間事業所による開設も支援しております。医療的ケア児者のショートステイについては、医療的な支援が求められる点において運営の担い手となる事業者が少なく、都内においてもその数が限られており、現時点で施設開設の具体的な予定はありませんが、区の状況に応じた整備手法を検討してまいります。精神障害者地域生活支援センターにつきましては、利用状況やニーズを踏まえ、増設の必要性について検討してまいります。

次に、施設の整備計画ですが、区はこれまでも施設整備を進めてまいりましたが、今後の需要に対応していくためには、必要量の精査や用地確保、事業者誘致等を含め、計画的に事業を進めることが重要です。必要数や計画の示し方については、次期障害福祉計画の策定とも整合性を図りながら、学識経験者からの意見聴取やスケジュールなどを含め、引き続き検討を進めてまいります。

なお、直近の施設利用状況ですが、施設入所者の人数は265人、グループホームの入居者は338人、就労継続支援B型利用者は449人です。そのうち区外施設入所者は152人、グループホーム入居者は222人、就労継続支援B型利用者は153人となっております。

〔高山健康推進部次長登壇〕

○高山健康推進部次長 私からは、国民健康保険料についてお答えいたします。

初めに、子どもの国保料を国制度として無償化することに対する区の考えについてです。昨年11月に国から示された「国民健康保険制度の取組強化の方向性」において、均等割保険料の5割軽減の対象を現在の未就学児から高校生年代まで拡充する方向性が示されました。今後もさらなる負担軽減が図られるよう、法改正を含む制度の見直しについて、特別区長会を通じて引き続き国へ要望していく考えです。

次に、18歳以下の国保加入者は今年度当初に3,604人おり、保険料を無償化とした場合は、約1億5,000万円を要するものと推計しております。このたび国が示した子育て世帯の経済的負担の軽減を強化する方向性は、特別区長会からの要望に沿った内容であり、公費による軽減割合の拡大や制度の抜本的な見直しについて、今後も要望を続けてまいります。

最後に、国民健康保険料は、同じ医療費水準・所得水準の被保険者なら全国同じ基準で設定することが望ましいとされており、保険料の賦課に関する事項は政令で定める基準に従い、特別区統一保険料を条例により定めております。国が求めている保険料水準の完全統一に向けた東京都との協議検討においては、赤字補填等を目的とした各自治体独自の法定外繰入れの解消が最も大きな課題の1つと東京都から指摘されていることから、区が独自にさらなる法定外繰入れを行うことは困難であると考えております。

〔鴫田広町事業担当部長登壇〕

○鴫田広町事業担当部長 私からは、現庁舎跡地への導入機能とリニア中央新幹線に関するご質問にお答えします。

初めに、現庁舎跡地への導入機能についてです。庁舎跡地等活用検討委員会の中で把握した幅広い区民ニーズの実現と区民負担の軽減に向けて、検討を行っているところです。具体の導入機能につきましては、区民ニーズとして挙げられている福祉機能の充実を含め、今後策定する活用プランの中で検討を深めてまいります。

続きまして、リニア中央新幹線についてです。JR東海は、区道で発生した道路隆起につきまして、昨年12月22日にシールドトンネル工事との因果関係を認めた上で、事象が発生した原因と対策を公表しました。区は、区民からの不安の声や質問にはJR東海が丁寧に対応し、説明することが重要と考え、この間、JR東海に対し、教室型の説明会を含め、様々な手法を用いて説明を行うよう強く要請してきたところであります。

JR東海は、区の要請を受けまして、2月1日、2日に一斉説明型とオープンハウス型による説明会を開催しました。JR東海からは、一斉説明型の説明会で受け切れなかった質問については、引き続きオープンハウス型の説明会で対応を行うとともに、別途会場を設け、個別に対応を行ったと聞いております。区としては、JR東海に対し、引き続き、区民に対して丁寧な説明と柔軟な対応を行うよう、そして区民の不安や懸念を払拭し、理解と納得が得られるよう求めてまいります。

次に、シールドトンネル部会からの回答内容については、JR東海のホームページにおいて公表されており、委員からは、今後の掘進に当たっては、シールドマシンのチャンバー内に空気がたまり過ぎないように、空気の排出を適切な頻度で、添加材の使い方にも留意して、泥土圧のバランスを保ちながら慎重に掘進を進めていくよう助言があった等の議事が掲載されております。

最後に、リニア中央新幹線は、JR東海が国土交通大臣から認可を受け、実施されている事業であります。このため、区が都や国に第三者機関の設置を求めることや公聴会を開催するものではなく、事業

者であるJR東海が責任を持って対策を実施すべきものと考えております。区としましては、区民の生命と生活を守る立場から、引き続き必要な要請を時機を逃さず行ってまいります。

○鈴木ひろ子議員 再質問をいたします。

まず介護ですけれども、5年間で閉鎖した事業所が、それぞれ15か所、10か所、6か所。深刻な実態がここに表れています。改めて支援策の拡充が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

地域包括支援センターですが、2018年から事業評価が義務化されました。公表も求められています。なぜ公表しないのか伺います。また、年度の方針や計画、実績はつくっているのかいないのか伺います。

障害者です。区長から、当事者の方々や団体の方々との意見交換の場を拡充する、また、抜本的に拡充していくという答弁がありました。団体の皆さんからも本当に期待されていると思っておりますので、よろしく願いいたします。グループホームの利用者は、338人のうち222人が区外ということでした。3分の2の方が、障害があるために区内には住み続けられないということです。施設の必要量を出すのに世田谷区のように策定委員会で検討が必要ではないかと聞きましたので、その点についてお答えください。また、抜本的な拡充には「ぐるっぽ」の2か所目が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

国保です。子どもの支援金を新たにするのに、子どもの国保料は取り続ける。国の制度として、子どもの国保料は減額ではなくて無償化すべきではないかと聞きましたので、お答えください。区独自の無償化も求めました。なぜできないのかも伺います。

リニアです。2日ともたった1時間で打ち切りでした。この一斉説明会で品川区が求めた丁寧な説明と区は捉えているのか、伺いたいと思います。命を脅かす重大事故を起こしながら質問もさせないと…

○大倉副議長 鈴木議員、質問をまとめてください。

○鈴木ひろ子議員 はい。あまりに誠意のないJR東海。住民は不信と不安と疑問でいっぱいです。とても納得していません。改めて教室型説明会を求めていただきたいと思っております。これが強い希望です。いかがでしょうか。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私から、高齢者福祉および障害者福祉の再質問についてお答えいたします。

まず、閉鎖した事業所それぞれの数値を申し上げましたけれども、参考までに新規開設数につきましても、訪問介護・居宅介護支援事業所は同数となっており、必ずしも経済的な問題だけが原因とは限りませんが、その辺りも今、分析を進めているところでございます。なお、通所介護事業所につきましては、閉鎖10に対して新規が2か所となっておりまして、これは年度の捉え方からも、コロナの影響が大変大きかったというふうにご覧いただいているところでございます。

2つ目、まず事業評価等につきましても、国が定めた評価指標を用いて事業評価、機能強化に取り組んでおりまして、東京都にも報告をしているところでございます。先ほどご答弁申し上げたとおり、今後、地域包括支援センターの在り方検討の中で、評価指標、結果の公表等のやり方についてもしっかりと検討を進めていきたいと考えております。

それから、障害者のほうですけれども、様々な施設のご要望があることは重々承知しておりますけれども、この間、品川区としましては、それらの施設の拡充に努めてきたところでございます。とりわけ森澤区長就任以降、地域包括支援センターの設置、グループホームの増設、各種サービス利用料の負担軽減、事業者支援のための助成金等々、急ピッチで拡充を進めているところでございます。今後も引き

続き品川区の福祉の充実に努めてまいります。

〔高山健康推進部次長登壇〕

○高山健康推進部次長 私からは、国民健康保険に関する再質問にお答えいたします。

区の子どもの国民健康保険料の無償化への認識でございますが、このたび国が示した子育て世帯の保険料負担のさらなる軽減を含む取組強化の方向性は、かねてから特別区長会の要望に沿った内容であると受け止めております。

また、国独自の国保料の無償化に関しましては、国民健康保険法第77条による保険料の減免等の規定は認識しておりますが、国からの通知では減免の仕組みについても、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて保険料の減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの適切ではないという見解が示されていることから、実施は困難であると考えております。

区といたしましては、引き続き、国に対して子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの保険料の軽減対象の拡大とともに、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図るよう、特別区長会を通じて要望を続けていく考えでございます。

〔鴫田広町事業担当部長登壇〕

○鴫田広町事業担当部長 私からは、リニア中央新幹線に関する再質問にお答えいたします。

区民からの不安の声や質問には事業者であるJR東海が対応し、説明することが重要と考えており、今回区の要請も向けまして、JR東海が一斉説明型を含めた説明会を開催したところであります。区としましては、区に寄せられる区民からの不安や懸念の声を受け止めるとともに、JR東海にこうした声を直接伝えてまいります。また、あわせまして、JR東海に対しまして、引き続き様々な手法を用いて説明を行うよう求めてまいります。

○鈴木ひろ子議員 再々質問をさせていただきます。

介護です。新たにできているところもあるんだということなんですけど、私は、閉鎖するところの事業所にぜひ聞いていただきたいと思います。本当に深刻な実態というのをつかんでいただきたい。そのことをお願いしておきたいと思います。

それから、地域包括支援センターなんですけれども、これは区民にぜひ公表していただきたいと思うんですね。その点はどうなのか。事業計画、実績評価はつくられているのでしょうか。つくってぜひ公表していただきたい。改めて伺います。

障害者です。施設でも、グループホームでも、就Bでも、区外の利用者がたくさんいることが改めて分かりました。これらの中長期的な視野も含めて整備方針や計画をつくっていただきたい。改めてこの点について伺います。

それから、子どもの国保料なんですけれども、収入のない子どもから保険料を取るの国保だけなんです。それで、今回の子育て支援金がこういう形で取られるのに、それは矛盾だと思わないでしょうか。私は、国保だけが取られる子どもの国保料は無償化すべきとは思わないのか、改めて伺います。

それから、リニアです。住民は不安と疑問でいっぱいです。このまま工事が再開されて、真下でもしも隆起事故が起こらないと言えるのか。今回もJR東海は想定外だったと言っているわけです。区の要請で教室型説明会が開かれたことを住民は大変大きく評価しています。だからこそ今回も品川区に期待しています。どうしても教室型説明会を求めていただきたいんです。このことをお聞きしたいと思えます。いかがでしょうか。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 再々質問にお答えいたします。

まず、閉鎖した事業所につきましては、閉鎖の際に可能な限りご事情をお聞きするよう努めております。これからも可能な支援があればできる限り努めていきたいと考えております。

それから、地域包括支援センターにつきましては、まず国が定めた評価指標を用いて計画等を作成しております。公表の在り方につきましては、今後、地域包括支援センターの在り方を検討する中で、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、障害者の各整備の計画等につきましては、次期の障害福祉計画の中で、スケジュール等も含めて可能な限りしっかりと示していきたいと考えております。

[高山健康推進部次長登壇]

○高山健康推進部次長 私からは、国民健康保険に関わります再々質問にお答えをいたします。

子ども子育て支援金制度が創設され、子どもや子育て世帯を社会全体で支える財源を確保する仕組みが導入されます。区といたしましては、このたび国から示された国民健康保険制度の取組強化の方向性において、均等割保険料の5割軽減の対象を現在の未就学児から高校生年代まで拡充する方向性が示されたことを受け、特別区長会として粘り強く要望してきたことが実現されたものと考えております。引き続き、子育て世帯の経済的負担の軽減強化に向けて、引き続きの要望を続けてまいります。

[鴫田広町事業担当部長登壇]

○鴫田広町事業担当部長 私からは、リニア中央新幹線に関する再々質問にお答えいたします。

区では、これまでもJR東海に対し、区民への丁寧な説明と適切な措置を講じるよう求めており、工事の再開については十分な説明をするなど、責任を持って対応すべきものと考えております。このため、区としましては、引き続きJR東海に対し、様々な手法を用いて説明を行うよう求めてまいります。

○大倉副議長 以上で鈴木ひろ子議員の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時24分休憩

○午後2時39分開議

○大倉副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

ゆきた政春議員。

[ゆきた政春議員登壇]

○ゆきた政春議員 区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、防災対策について質問します。

質問の1点目は、帰宅困難者対策について伺います。昨年12月、内閣府中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループにより、首都直下地震の被害想定が12年ぶりに見直されました。2013年の想定と比べ、耐震化や火災対策の進展によって死者数が約4割減少し、全壊・焼失棟数も減少するなど、一定の改善が示されました。一方で帰宅困難者数は依然として高い水準にあり、関東1都3県で約840万人の発生が想定され、増加していると示されています。そこで、被害想定で帰宅困難者が増加するとされた背景についてどのように受け止めており、その内容は品川区にも当てはまると認識しているのか、見解を伺います。

次に、品川区の令和7年4月に更新された地域防災計画では、東京都市圏内からの流入者のみで約23万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。災害発生時に観光や買物、通勤、通学などで区を訪れていた行き場のない帰宅困難者を一時的に保護するための施設が一時滞在施設です。そのうち、一時滞在施設による受入れが必要となる人数ほどの程度想定しているのか、伺います。あわせて、現在、区内の一時滞在施設の数とどの程度の帰宅困難者を受け入れる計画であるのか、お知らせください。

質問の2点目は、一時滞在施設の公表について伺います。品川区では、この一時滞在施設について都の施設や区有施設は公表されていますが、災害時協力協定を締結している民間事業者等は全て非公表となっています。一方で、中央区や文京区など23区中9区では全施設を公表しており、新宿区など12区でも一部を公表するなど、事前周知を進めています。

来年の1月に改訂された内閣府の災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドラインには、一時滞在施設として施設の名称や所在地等は原則として公表するが、民間等の施設管理者が希望する場合には非公表とすることができるとあります。品川区においては、民間施設の約半数が公表を希望しているとのことですが、受入れ可能な一時滞在施設が一定数確保されているのであれば、発災前から区民や来外者に対し、その存在や活用の考え方を示すこと自体が、不安の軽減や落ち着いた行動を促す上で重要であると考えます。

そこで、非公表を希望する施設については配慮しつつも、残りの約半数の施設については、ガイドラインの原則どおり名称や所在地を公表し、どこで安全に待機できるのかを事前に周知することで、混乱の防止と適切な行動判断につなげるべきと考えますが、一部公表とすることについて見解を伺います。

質問の3点目は、キタコンDXのさらなる活用と周知について伺います。東京都が導入している帰宅困難者対策オペレーションシステム、いわゆるキタコンDXとは令和7年3月から本格運用が開始されたシステムで、災害時に電車やバスが止まり、帰宅ができなくなった人がどこに行けば安全に待機できるかをスマートフォンで確認できる仕組みです。東京都のLINE公式アカウント「帰宅困難者対策支援」を友だち登録することで誰でも利用できます。

発災時には、現在地周辺で開設されている一時滞在施設をリアルタイムで検索でき、そこまでの移動経路も地図上で確認できます。東京都のシステムであるため、都内のどの自治体にいる場合でも利用可能であり、その場で入館手の予約ができます。施設到着後には、掲示されたQRコードをスマートフォンで読み取ることで入館手が完了し、デジタルチェックインにより、誰がいつどの施設に入ったかがリアルタイムで区が運用するキタコンDXのシステムにデータベース化され、迅速かつ正確に安否確認ができます。

一方、区の地域防災計画では、一時滞在施設は区の運営マニュアルに基づき本部長や班長等が運営し、不足する人員は区職員の派遣で対応するとされています。しかし、災害時の区職員は、避難所運営、被害想定の確認、インフラ復旧など多岐にわたる業務に追われ、一時滞在施設に十分な職員を探すことは困難になります。だからこそ、キタコンDXによるデータベース管理は人員削減と業務効率化の面でも有効であり、自治体の責務である人命保護・救護の実効性を高める手段となります。

災害対策基本法では、国および地方公共団体に人命保護の責務が定められており、災害応急対策として被災者の救護が位置づけられています。一時滞在施設において、受入人数等を把握することは、これらの責務を果たすために不可欠です。また、キタコンDXによるデータベース管理は、人員の削減と業務の効率化に有効です。

中央区では、キタコンDXを活用して一斉配信機能による開設要請を行い、非常に効率的であったと

伺いました。また、2025年11月にはキタコンDX運営訓練を実施し、運用習熟やマニュアル整備が課題として明確になったとのことでした。

新宿区では、一斉配信による開設要請とQRコードを用いた避難者受付を含む実用訓練が行われ、実践的な訓練が効果的であったと聞いています。品川区では、キタコンDXを用いた訓練を実施しているものの、一時滞在施設の開設要請を電話またはメールで行っており、運営に関わる区や事業者が集まる協議会の訓練は、アクセス方法の説明にとどまっていると伺っています。そこで、品川区と各一時滞在施設や協議会がキタコンDXの運用方法を十分に理解できるよう共通マニュアルを作成し、年1回程度の実働的な訓練を定期的実施することを求めますが、区の見解を伺います。

次に、キタコンDXの利用者側への周知について伺います。品川防災ポータルでは発災時に開設された一時滞在施設を周知していますが、情報は区内向けが中心であり、区外から来た帰宅困難者にとっては必ずしも活用しやすいとは言えません。一方、キタコンDXは東京都のシステムであり、区民に限らず都内にいる来街者や就業者も活用できます。そのため、周知の対象を区民に限定せず、来街者や就業者を意識した周知がより重要であると考えます。

そこで、区内の主要駅や駅構内、駅周辺施設などにキタコンDXを登録するため、QRコードを掲載したポスターを常時掲示する取組は、来街者、就業者への収支として有効であると考えます。キタコンDXの周知について東京都に働きかけを要望しますが、区の見解を伺います。あわせて、区民向けの取組として区が実施する防災訓練やホームページ等においても、キタコンDXの存在や活用方法を紹介することは、区民が区外にいる際の備えとしても有効であると考えます。こうした区民向け周知をより一層強化すべきと考えますが、区の見解を伺います。

質問の4点目に、一時滞在施設からの分散帰宅について伺います。内閣府発表の災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドラインでは、災害時の一斉帰宅を抑制し、分散帰宅を促進するために、自治体、鉄道事業者、一時滞在施設、企業等の各種主体間での連携で帰宅困難者に情報提供を行う重要性について示されています。

一方で、品川区の地域防災計画では、帰宅ルールの策定については各事業者等に事業所防災計画に定めるように記載され、主体間連携による分散帰宅について示されていません。キタコンDXを活用すれば、一時滞在施設の開設状況や受入状況を区がリアルタイムで把握できます。そこで、災害時の帰宅抑制や分散帰宅を円滑に進めるため、品川区が中心となり、関係機関と連携して混雑回避を促す情報発信を行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、火災被災者への対応について伺います。

質問の1点目は、火災被災者への仮住まいの確保について伺います。品川区内では令和7年に125件の火災が発生しており、特に多発期である昨年の12月には、高齢者が亡くなる住宅火災や、中延商店街での大規模火災など、人命や地域における大きな影響を及ぼす火災も発生しており、依然として多い状況にあります。

私は、昨年の予算特別委員会の総括質疑において、火災で住まいを失い、長期間の避難が必要となった方の仮住まいとなる居室が不足した事案を踏まえ、ソレイユ戸越以外の従前居住者用住宅でも火災被災者が常時利用できる居室の確保を求めました。そこで、ソレイユ戸越以外の従前居住者用住宅において、火災で住まいを失った方が仮住まいできる住居を確保する取組は、現在どこまで進んでいるのか伺います。

質問の2点目に、火災被災者への宿泊支援の拡充について伺います。火災被災者が現在ではホテル2

日分の宿泊費の支援が区議会公明党の訴えにより実現していますが、行き場を失った方が現金や移動手段を失い、僅か2日間で次の行き先に移動を余儀なくされるという状況は、過酷であると被災当事者から悲痛の声を聞きました。

昨年1月の火災では、被災者は深夜に着の身着のまま1泊した翌日から現地調査の立ち会い、火災現場での荷物整理、罹災証明書の発行手続、今後の住まいの調整を同時に行う必要がありました。加えて、一時的に搬送した荷物を翌日には再び移動手段のない中で搬送しなければならない状況も生じました。この火災で3泊のうち1泊は町会会館をお借りしました。従前居住者用住宅として確保している居室が不足していたため、4日目から区で急遽用意した区立の公営社宅で仮住まいが可能となりました。

このような実態を踏まえると、生活再建に向けた期間として現行の2泊では十分でなく、3泊とする必要性があると考えます。品川区小災害見舞金支給要綱に定められている宿泊見舞金、いわゆるホテル2日分の宿泊費の支給を受けた件数は、令和6年度が7世帯10名、令和7年度が11世帯23名でした。必要な場合に限って1泊分を追加するための予算措置は、現実的にも決して過大な負担とはならないと考えます。そこで、行き場を失った火災被災者が即日従前居住者用住宅に入居できない場合など、ホテルの宿泊料金について、現行の2泊に加えてさらに1泊分追加して支給できるようにすべきと考えますが、区の見解をお聞きします。

質問の3点目に、火災被災者の住まい再建に向けた支援について伺います。昨年1月の火災では、住まいを失った方と一緒に物件探しを行い、不動産業者の協力により区内で転居ができました。財産を失った中で新たな住まいを探すことは、精神的にも体力的にも大きな負担であり、被災者に寄り添う伴走的な支援が必要だと痛感しています。

一方で、火災被災者が次の住まいを確保するための支援制度は、品川区は十分に整っていないのが現状です。京都市では、不動産業界団体と連携し、被災者向け住宅情報センターを窓口として、火災や風水害で住宅に被害を受けた市民に対し、住まいの情報を一元的に提供する取組を行っています。そこで、品川区において、高齢者や障がい者を対象に行っている住宅あっせん事業に災害で被災した方を加えることや、新年度予算案で示された区内転居費用支援と同様に、被災者が区内へ転居する場合に支援を行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、障がい者支援について伺います。

質問の1点目は、親亡き後、また、親の緊急時の障がい者支援について伺います。品川区では、訪問看護や一時預かりなど在宅生活を支える支援が整備され、多くの家庭がその支援に支えられていますが、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けるためには、緊急時や親亡き後をどう支えるのかが極めて重要です。

その上で、単身で障がいのある子どもを介護している親が急病や事故で倒れた場合、誰が子どもを守るのかという切実な不安の声が現場から寄せられています。実際に重度の障がいのある娘さんがいらっしゃるひとり親の方から、急病で医療機関を受診したところ、脳出血が判明し、緊急入院となったケースがありました。障がいのあるお子さんが1人になってしまうことから、病院の医師が迅速に訪問看護へ連絡し、訪問看護が即日対応するとともに、医療機関側の配慮により2人部屋が用意され、親子で入院できる体制が整いました。

結果として、一時的な安全確保は実現しましたが、これは制度として確立された仕組みではなく、入院時の病院側との情報連携と巡り合わせによる結果でした。当事者からは、再度同じことが起これば支援は受けられるか分からないとの不安の声がありました。さらに、こういったときの連絡先もどこに連

絡していいのか分からないとお声も伺いました。

品川区においても、休日・夜間を含め24時間の緊急対応が必要な場合に、相談支援や関係機関との連絡、調整を行う仕組みはあります。しかし、事前登録の対象が知的障がい者、精神障がい者に限られており、身体障がい者や同居している親の緊急時は対象とされていない状況です。また、短期入所施設については、24時間体制で職員が配置され、緊急受入れが可能とされていますが、そもそも短期入所を利用したことがなく、親が介護している在宅の障がい者も数多く存在しています。こうした方々は、夜間や休日など緊急時にどこへ連絡すればいいのか分からないというのが実情です。

さらに、近年は人手不足が進み、短期入所施設では限られた夜勤体制で複数の利用者に対応しているため、夜間の突発的な事案を別途コーディネートする仕組みの必要性が高まっています。特に企業就労している障がい者の中には、相談支援と日常的な関係を持っていない方も一定数おり、そうした方々にとっても、事前登録ができる緊急相談窓口の存在は大きな安心につながります。

世田谷区では、親や家族が突然倒れた緊急時に備え、24時間365日対応のバックアップセンターを設けています。先日、世田谷区役所を訪問して、担当課長と意見交換を行いました。事前登録により、親族や関係者の連絡先、本人の生活状況や必要な支援を把握し、緊急時にはコーディネーターが状況確認から親族への連絡調整、支援の手配まで一括して行う体制が整えられています。また、短期入所施設が満床の場合でも区が委託するヘルパーを緊急派遣し、自宅での見守りや必要な支援を提供する仕組みが構築されています。

渋谷区にも、令和6年5月から委託事業として、介護者が急病、けがなどにより救急搬送の必要があり、支援者が誰もいなくなってしまうなどの緊急時に24時間365日受け付ける相談窓口があります。障がい者の緊急対応については、2024年に品川区手をつなぐ育成会からの要望も出されており、区議会公明党としても品川区へ予算要望を行ってきました。障がいのある子を持つ親御さんは高齢化が進み、ひとり親となる可能性も高まっています。少なくとも緊急時の対応の仕組みが明確であること自体が、不安の軽減につながります。

そこで、現在の体制を拡充し、障がい者と同居する家族も含め、親の緊急時に連絡できる仕組みを構築することについて、区の見解を伺います。また、その上で緊急相談先については、障害者福祉のしおり等で周知を要望しますが、区の見解をお聞きします。

質問の2点目は、親亡き後、暮らしの場について伺います。親亡き後において、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるかどうかは、グループホームの整備状況に大きく左右されます。品川区では、令和8年度中に小山七丁目および戸越四丁目においてグループホームの整備が計画されているほか、今年度からは民間事業者による整備を促進するため、区独自の上乘せ補助制度の創設や開設支援セミナーや相談会の実施など、新たな取組が進められています。

令和8年度末までには100名分の障がい者グループホームを整備するとの方針について、前回の区総合実施計画における48名分の整備予定を森澤区長が就任後、公約により100名分へと引き上げた経緯があります。今年1月時点で79名増え、区内定員は207名となり、年度内の民間施設および来年度の新規開設により、今回の施政方針にあるとおり、定員数という量的な面では100名分は達成見込みとなっています。

一方で、障がい者の高齢化・重度化が進む中、区分5、区分6といった中重度の障がい者を受け入れるグループホームは依然として不足しており、量は前進しているものの、質の面では課題が残っており、この点が親亡き後の大きな不安要因となっています。そこで、次期障害者福祉計画の策定に当たり、中

重度の障がい者を受け入れるグループホームについて目安となる数値目標を明確に位置づけるとともに、事業者が参入しやすくなるよう補助制度や運営支援の拡充を要望しますが、区の見解を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 ゆきた政春議員の一般質問にお答えします。

私からは、火災被災者への対応についてお答えします。

初めに、火災は、区民の生命、財産を脅かす重大な災害です。令和7年中、品川区内では137件の火災が発生し、3名の尊い命が失われております。火災に遭われた被災者に対する支援は大変重要であり、区では火災発生時、職員が現場へ迅速に出動し、被災者に寄り添い、支援する体制を取っているところ です。

初めに、仮住まいの確保についてですが、ソレイユ戸越1室に加え、令和7年12月にソレイユ中延2室を新たに確保し、受入れ体制を強化したところ です。

次に、宿泊支援の拡充についてです。災害見舞金の支給対象者が火災により自宅に居住することができず、近くに身を寄せる親戚等もない場合に、ホテル等の宿泊施設と緊急・救急一時避難所の利用をもって原則30日まで支援しております。宿泊施設の利用日数については、罹災した日から2泊を限度しつつ、柔軟に対応してきたところですが、他区での状況も踏まえ、今後は3泊まで可能となるよう要綱改正を含め、検討をまいります。

〔七嶋災害対策担当部長登壇〕

○七嶋災害対策担当部長 私からは、防災対策および火災被災者への対応についてお答えします。

初めに、帰宅困難者対策についてです。国が示した被害想定では、東京圏の人口増や訪日外国人の増加により、帰宅困難者数の増加が示されています。複数のターミナル駅を有する区内でも同様に帰宅困難者が増加するものと認識しております。

次に、会社や学校等に避難することができない、いわゆる行き場のない帰宅困難者数ですが、目黒・五反田・大崎・大井町の4駅周辺で約7万人と想定しています。現在、区内の一時滞在施設は67施設、約1万人の受入れ体制です。このほか、区の働きかけにより、大井町トラックスでは約3,000人分増加する予定ですが、現状では受入れ人数が不足しています。引き続き事業者への協力依頼を行い、受入れ体制のさらなる拡充に向け、取り組んでまいります。

次に、一時滞在施設の公表についてです。民間施設の一時滞在施設は、非公表を望んでいる施設管理者もあり、一部の施設のみ事前に公表すると、災害時に開設前から人が押し寄せ、協力いただいている民間施設に混乱を招くおそれがあります。そのため、現時点では公表を控えておりますが、今後の公表については、民間事業者の意向や他区の状況を確認しながら検討してまいります。

次に、キタコンDXのさらなる活用と周知についてです。キタコンDXは、災害時の帰宅困難者支援を目的としたデジタルプラットフォームであり、リアルタイムの状況把握や一時滞在施設のデジタル管理が可能です。一方で、施設管理者側の運用には一定の習熟が必要となっています。区としましては、毎年度1回、各帰宅困難者対策協議会等での訓練を実施しているところですが、共通マニュアルの整備や一時滞在施設と連携した訓練の実施など検討してまいります。

また、利用者への周知については、QRコード付きポスターやデジタルサイネージによる啓発を都内で展開できるよう、機会を捉えて都に働きかけてまいります。さらに、防災訓練や区の防災アプリ等を通じて、区民への周知を進めてまいります。

次に、一時滞在施設からの分散帰宅についてです。区では、これまでも協力事業者や鉄道事業者など関係機関と帰宅困難者対策協議会等を通じて連携し、分散帰宅を呼びかけてまいりました。さらに、事業者向けの防災ハンドブックの更新に合わせ、事業者に対して分散帰宅を周知徹底してまいります。今後も、各協議会や各事業者との連携や区のホームページ、防災アプリなどによる情報発信により、災害時の円滑な分散帰宅に努めてまいります。

次に、火災被災者への対応についての質問のうち、住まい再建に向けた支援についてお答えします。火災被災者が高齢者など住宅確保要配慮者の場合には、速やかに関係課の入居促進事業へつなぐなど、住まいの再建につながるよう取り組んでまいります。また、要配慮者以外の被災者についても、令和7年度開設した住まいの総合窓口を通じた相談支援など、被災者に寄り添った対応を行ってまいります。引き続き柔軟な運用を行う中で状況を見ながら、被災者への区内転居費用の支援を含め、被災者に寄り添った必要な支援体制について検討してまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、障がい者支援についてお答えいたします。

初めに、緊急時の支援についてです。現在、区では、障害者と同居するご家族の緊急時においては、地域生活支援拠点のコーディネーターや相談支援専門員が中心となり、状況に応じて短期入所等を活用して対応するなど、区と関係機関が連携し支援しております。しかしながら、ご家族からご不安の声を聞くケースもあることを鑑み、緊急相談先の周知方法や夜間体制の仕組みなど、他区の取組事例等も参考に、支援体制の拡充に向け検討してまいります。

次に、次期障害福祉計画については、令和8年度から学識経験者や福祉関係者、障害者団体、公募区民などによる策定委員会を設置し、策定作業を進めてまいります。グループホームにおける具体的な目標設定についても提案し、委員会の意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

また、中重度障害者の受入れについては、支援区分に応じた運営補助制度を設けるなど促進を図っているところです。今後も事業所開設相談などの機会を捉え、必要な支援策の把握に努め、中重度障害者の受入れを進めてまいります。

○大倉副議長 以上でゆきた政春議員の質問を終わります。

次に、高橋伸明議員。

〔高橋伸明議員登壇〕

○高橋伸明議員 無所属区議会議員、高橋伸明です。これより一般質問を行います。

まず初めに、心身障害者福祉会館についてお伺いします。

心身障害者福祉会館については、これまで昭和52年の開設から長い年月が経過する中で、老朽化への対応、将来的な改築の必要性について、地域の皆様からも度々ご要望をいただき、私としても質問を重ねてまいりました。そうした経緯もあり、今般、区長の施政方針演説でも、施設の機能強化を含め、建て替えに向けた本格的な検討に着手すると言及をいただくとともに、令和8年度予算案において、心身障害者福祉会館軀体現況調査等の予算が新たに計上されました。これまで積み重ねてきた議論を受け止めていただき、非常にありがたいと受け止めております。

そこでまず、今回実施される軀体現況調査は、今後の建て替えを見据え、どのような課題を明らかにすることを目的として行われるのか。また、調査結果を踏まえ、検討をどのように進めていくお考えなのか、スケジュールも含めてお聞かせください。

また、今回、建て替えに向けた検討をされるということで、現在地での建て替えに限らず、立地の在

り方も含めた検討が今後必要になると考えます。区としては、施設の立地についてどのような観点から検討を進めていくのか、現時点で候補地の考え方や検討の枠組みがあれば、併せてお伺いします。

施設の建て替えの方向性についてお伺いします。区長からは、機能強化を図る可能性について言及いただきましたが、建て替え後の施設については、単に建物を新しくするというハード面の整備にとどまらず、利用者一人ひとりの障害特性、支援ニーズに応じたきめ細かなサービス提供体制の構築が求められるのではないかと考えております。

現在の会館には、重度障害のある方、支援内容や環境への配慮が異なる多様な利用者が通所されており、今後の施設整備においては、利用者が安心して移動できる動線、各部屋の配置といったハード面の工夫と併せて、支援の在り方や人員配置、関係機関との連携といったソフト面の充実も不可欠であると考えます。そこで、現時点で認識しているハード面、ソフト面の課題はどのようなものがあり、それを踏まえて今後、どのような方向性で機能強化の検討がなされているのか。また、こうした検討に際して、実際に施設を利用されている当事者やそのご家族の声を丁寧に酌み取り、計画に反映していくことが重要であると考えますが、利用者やそのご家族の意見をどのように把握し、今後の施設整備や運営方針に反映していくことを想定されているのか、併せて伺います。

次に、建て替えに際しての利用者サービスへの影響についてお伺いします。心身障害者福祉会館には、生活介護、自立訓練、相談支援、手話の拠点など、切り離すことが難しい複数の機能が集約されております。改築や大規模整備を進めるに当たっては、利用者サービスをいかに継続していくかが最大の課題であるとこれまでも答弁されてきました。実際、同会館を利用されている方の中には、重度の障害を抱え、日常的に通所しながら継続的な支援を受けている方も多く、生活介護や機能訓練、相談支援といったサービスは、単なる利便施設ではなく、日々の生活そのものを支える基盤となっています。

建て替えを行う場合は、一定期間現在の施設が利用できなくなることも想定されますが、こうした利用者の方々にとっては、サービスの中断や環境の急激な変化が生活の質や心身の状態に直接的な影響を及ぼすことになりかねません。そこで伺います。建て替え期間中における代替施設の確保や、機能を分散してサービスを提供する可能性について、区としてどのようなお考えを持っているのか。あわせて、利用者の障害特性や支援内容に応じた段階的な移行や個別のフォロー体制の構築なども含めて、現時点で想定している対応の方向性があればお示しください。

次に、失語症向け意思疎通支援者派遣事業について、お伺いします。

この事業につきましても、これまで私自身も継続して取り上げてまいりました。そうした中で、令和8年度予算案において本事業が新規事業として計上されたことについては、当事者の声を丁寧に受け止め、区として新たな一步を踏み出していただいたものとして、心から感謝を申し上げたいと思います。改めて説明すると、失語症とは、脳卒中、くも膜下出血などにより抱える言語障害の一種で、話す・聞く・読む・書くなどがうまくできなくなった状態で、その言語面の問題からコミュニケーションに課題が生じやすく、日々の活動に制約を抱えており、失語症のある方の数は全国で約30万人とされています。本事業が、失語症の方が地域の中で安心して生活し、社会参加を進めていくための重要な支援として、今後着実に展開されていることを大いに期待をしております。その上で、実際の事業の内容、進め方についてお伺いをします。

失語症向けの意思疎通支援者については、東京都において養成研修が実施されており、区としてもこれまで都の取組を周知・支援してきた経緯があると認識をしております。東京都の事業が主に支援者の養成や広域的な取組を担う一方で、基礎自治体である区には当事者の生活により身近な支援を担う役割

があると考えております。

今回区が実施する派遣事業は、東京都の養成事業や広域的な取組とどのような役割分担や関連性で位置づけられているのか。都の取組を踏まえつつ区が主体的に関わる意義について、区の基本的な考え方を伺います。今回新たに実施される区の派遣事業が当事者一人ひとりの生活場面に寄り添った支援として機能することを期待するところであります。

次に、具体的な事業内容についてお伺いします。この事業については、どのような利用場面や支援内容を想定しているのか。また、都の事業ではカバーし切れない部分について、区ならではのきめ細かな支援としてどのような点に力を入れていくのか、区の考えを伺います。

さらに、本事業を継続的かつ安定的に展開していくためには、支援者の確保とともに支援の質をいかに担保し、高めていくかが重要であると考えます。区の派遣事業における支援者の確保を継続的に行う方策についてはどのように想定しているのか。また、言語聴覚士や関係団体とどのように連携しながら、支援の質の維持向上を図っていく考えなのか、併せて伺います。

失語症向け意思疎通支援は、一度事業を立ち上げて終わりではなくて、利用実績、当事者の声を丁寧に把握しながら改善を重ね、将来的には支援の裾野を広げていくことが重要であると考えております。そこで、最後に伺います。本事業の利用状況や当事者の評価をどのように把握し、事業の充実や拡充につなげていくお考えなのか。中長期的な事業展開への展望も含めて、区の見解を伺います。

次に、犯罪被害者支援についてお伺いします。

犯罪被害は、被害者本人のみならず、その家族や周囲の人々の生活、心身、経済状況まで長期にわたり深刻な影響を及ぼすものであり、誰もが突然当事者となり得る課題でもあります。刑法犯の認知件数が減少しているとはいえ、一度犯罪に巻き込まれると、その後の人生が一変し、後々まで恐怖心におびえるといったケースも少なくはありません。

区長は、区民の不安や不満といった「不」を取り除き、多様な選択肢を提供する。その根幹にあるのが、弱者を救うのではなく、弱者を生まない社会の構築であると述べられています。こうした中で、犯罪被害者を支援するために区としてもこれまで取り組んでこられ、また、国の犯罪被害者等基本法や東京都の犯罪被害者等支援条例に基づき一定の整備はされてきているものの、住民の皆様からは、「制度が分かりにくい」、「どこに相談すればいいか分からない」といった声も少なくありません。

そこで、区として、犯罪被害者やその家族に対する支援について、今後どのような考え方の下で体制整備や支援の充実を進めていくのか。相談対応、関係機関との連携、被害に遭われた方への生活・精神的支援などを含め、区として目指す支援の方向性について見解を伺います。

犯罪被害者支援は、一時的・個別的な対応ではなく、長期にわたり被害者の生活再建を支えていく取組であると考えます。犯罪被害者支援については、国や東京都において制度設計や広域的な支援が進められている一方で、被害者にとって最も身近な存在で、何かあったときに相談を行うのは区であると考えます。

犯罪被害者支援に関しては、全国的に条例の制定が進んでおり、昨年4月1日現在では、全ての都道府県、18政令市、1,083の市区町村において条例が制定されている状況であります。しかしながら、東京都内においては、都で犯罪被害者等支援条例が制定される一方、都内区市町村における条例制定率は、昨年の時点では6団体、10%未満の策定にとどまっています。過去の答弁においては、都の条例施行後の状況を見ながら、都と区の役割分担などを踏まえ、区における条例の必要性を検討するとの見解が示されてきました。

条例制定を契機として取組を充実する自治体の事例が、数多く報道されているところでもあります。このような中、豊島区において、昨年7月に豊島区犯罪被害者等支援条例を策定し、区独自の経済的支援や日常生活支援を新たに創設するなど、犯罪に巻き込まれた被害者やその家族への支援を充実させています。そこで、品川区としては国や東京都の制度をどのように把握し、区だからこそ担うべき役割をどのように整理をしていくのか。また、犯罪被害者支援を継続的、安定的に進めていくのみならず、取組を充実させていく上で、品川区として条例制定の必要性についてどのように考えているのか。

豊島区は、区長がもともと日本司法支援センター、通称法テラスの初代犯罪被害者支援課長だったということもあり、強い思い入れを持たれていたことで実現したとのことですが、品川区も区長の強いリーダーシップで進めていく考えはないのか。現時点での認識や条例の意義、今後の施策の検討を進めていく上での考え方について区の見解を伺います。

次に、荏原町駅前公衆便所改修工事設計について伺います。

荏原町駅前においては、長年、地域住民や町会の皆様にご協力をいただき、交番に代わる防犯拠点として設置された安全安心ステーションの運営が続けられてきました。そうした中で、昨年、区民委員会でも説明がありましたけれども、安全推進員の高齢化、後継者不足といった課題を背景に、この安全安心ステーションも廃止されることとなり、駅前における地域の拠点の在り方が大きく変化することとなりました。

この安全安心ステーションの廃止に当たっては、当然のことながら、連合町会や町会長、推進員の方々との意見交換を重ねながら判断されたものと理解をしておりますが、地域の中には、長年親しまれてきた防犯の拠点がなくなることへの戸惑いや不安、今後の活用についての意見もあったのではないかと考えております。そこで、まず安全安心ステーションの廃止に際し、区としては地域住民からどのような声や意見を把握してきたのか。また、その中で寄せられた意見や要望については区はどのように整理をし、今回の判断に反映したのかについてお聞かせください。

こうした経緯の中で、令和8年度予算案において、安全安心ステーションと隣接しています荏原町駅前公衆便所の改修工事設計の事業が計上されました。公衆便所の改修工事自体は、駅前環境の維持・改善としては必要な取組である一方で、これは安全安心ステーションの廃止後の活用策として検討されたものではないかと考えられるところであります。

廃止後の活用策としては、これまで、単なる撤去ではなく、例えば日常生活の困り事に関する相談窓口として近接する支え愛・ほっとステーションを廃止後の建物に移動させるなど、地域拠点としての機能を何らかの形で残すことについても要望してきたところでもあります。

その後、施設の活用について特段の説明も受けておりませんが、この公衆便所改修工事については、安全安心ステーション廃止後の建物も含んだ改修を想定しているのか。現在の荏原町駅前公衆便所について区はどのような課題や問題点を把握しており、それが今回の改修工事設計につながっているのか。地域住民からの要望、老朽化の状況や利用実態、設備面の課題など改修が必要と判断した理由と改修後の姿について具体的にお示しください。

次に、移動教室についてお伺いをします。

市長区が設置する区民保養所「光林荘」は、長年にわたり、区立学校の校外学習施設として、6年生の移動教室や5年生の林間学校の宿泊先として、優先的に活用されてきた施設であると理解をしております。こうした校外学習施設は、宿泊を伴う体験型学習として児童・生徒にとって重要な場となっており、実際に伝統文化体験等の教育活動も行われてきたと承知しております。

区では、施設の老朽化を背景として今後の在り方を検討しており、品川荘と併せて光林荘も区民保養所としての活用は廃止という方向性で検討が進められていると認識をしています。保養所として残してほしいという区民の声もありましたが、将来的な財政負担を考えると、一定程度合理的な判断になったのかとも捉えているところです。

一方で、こうした検討を進める上では、教育活動の継続性をどのように担保していくかが重要な視点であると考えます。まず、光林荘の区民保養所として活用を廃止する一方で、教育利用を継続するという方向の検討に至ったのは、施設の老朽化に伴う維持管理費用や運営コスト、運営による収入とのバランスをどのように整理し、判断に至ったのか。また、公共施設を自ら保有することは、年間の維持管理ではなく、将来的な大規模改修・建て替えに莫大な費用が必要になります。移動教室や林間学校に民間宿泊施設を活用した場合との比較に加え、中長期的な施設の維持管理コストや教育効果の観点も含めた比較がどのように行われたのか、お伺いをいたします。

次に、光林荘の施設の管理について伺います。今後も、子どもたちの移動教室等での利用は継続する方向での検討をされていると認識していますが、昨年度、トコジラミ発生に伴い、光林荘での移動教室や林間学校が一時中止になった事例があり、区民の方々にも、子どもたちにも大きな不安を与えることになりました。区と施設管理者との連携はどのように行われ、課題検証や再発防止に向けた対応がどのようになされているのか。児童・生徒の安全確保と教育機関の維持の両立の観点から対応策を伺います。

また、築30年を迎える光林荘を継続活用するためには、老朽化に伴う大規模改修も必要になると思いますが、大規模改修を行う場合にも子どもたちの教育活動に影響を与えてはいけません。その子にとって5年生・6年生はその1年しかなく、生涯にわたって記憶に残る宿泊研修としての体験をしてほしいと考えております。そこで、今後の大規模改修に係る検討の進捗状況をお聞かせください。あわせて、大規模改修の際には、移動教室、林間学校をどのような場所、形式で行うことを想定しているのか、お伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 高橋伸明議員の一般質問にお答えします。

私からは、心身障害者福祉会館の改築検討についてお答えいたします。

初めに、今回実施する軀体現況調査ですが、昭和52年の建設から48年が経過していることから、現状を客観的に把握することを目的に実施するものです。今後の検討の方向性やスケジュールについては、調査結果を踏まえた上での判断となりますが、現時点では、利用者への影響等も踏まえ、現在地での改築を基本に検討を進める予定です。

次に、建て替えの方向性についてですが、バリアフリーの考え方やニーズの多様化など、ソフト面、ハード面いずれも48年前の開設時とは状況が大きく異なっております。そのため、改築に当たっては様々な創意工夫が必要であると考えます。軀体や設備の調査結果を踏まえてどのような拡充が可能か、機能強化の内容についても検討してまいります。また、改築の検討に当たっては、協議の場の設定も含め、利用者や運営事業者等のご意見を伺って進めてまいります。

改築中のサービスの継続につきましては、1つの代替施設で全てのサービスを提供することは極めて困難であることが想定されることから、複数の代替施設の確保が必須であり、機能分散を視野に入れた調整が課題と考えています。通所の際の立地条件や送迎の確保も含め、可能な限り個々の事情に寄り添った対応ができるよう努めてまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、失語症向け意思疎通支援者派遣事業について、お答えいたします。

本事業における都と区の役割分担につきましては、都は、講習会を通じて支援者を養成する人材育成部分を担い、区は、その支援者を失語症のある方や団体へ派遣するサービス提供部分を担うことで、連携して事業を進めてまいります。そうした点から、区が主体的に関わり、失語症のある方の日常生活に即した支援を提供できることは、非常に意義深いものと捉えております。

具体的な利用場面と支援内容につきましては、区の窓口等での応答支援、買物などでの店員との対応支援、団体活動の際の内容理解や発言時の支援等を想定しており、基礎自治体としてのきめ細やかな支援が求められる部分であると考えております。

派遣する際には、支援者とのマッチングや支援方法など個別の配慮が重要と考えており、派遣コーディネーターの言語聴覚士が支援者と面談の上、個別の検討・調整を行います。また、継続して支援者を確保するために、都の講習会と区の取組について積極的に周知を図ってまいります。まずは令和8年10月を目途に事業開始予定ですが、支援の質についても、その都度、言語聴覚士や関係団体と意見交換しながら丁寧に進めてまいります。

利用状況や当事者の評価についての把握は、指定管理施設である心身障害者福祉会館を通じて行っていますが、課題等を発見した際には言語聴覚士と共有し、改善策を講じることで事業の充実につなげてまいります。中長期的には、失語症および本事業の認知度を高め、支援者の安定確保により失語症のある方の社会参加がさらに進むよう、継続して支援してまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、犯罪被害者支援の今後の進め方と条例制定の考え方についてお答えいたします。

まず、取組の方向性と体制整備についてです。現在、区では、区民相談室が調整役となり、庁内の関係部署や警察等の関係機関と緊密に連携し、個別の事情に応じた相談対応を行っております。今後は、被害者の方が必要な支援に迷わず、かつ速やかにアクセスできるよう、相談室の機能を適切に発揮し、法律相談や専門的な福祉サービスへと円滑につなぐ体制の充実に努めてまいります。

次に、区の役割と条例制定の必要性についてです。区は、住民に最も身近な基礎自治体として、被害に遭われた方の生活再建に寄り添い続ける役割を担っています。また、犯罪被害者等が一日も早く穏やかな日常を取り戻すためには、途切れることのない支援が不可欠です。今後は、他自治体の先進事例も参考にしながら、国や都の広域的な制度を補完する区独自の支援のありようについて、条例制定を含めて検討をしてまいります。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、荏原町駅前公衆便所の改修工事設計についてお答えいたします。

まず、荏原町安全安心ステーションの廃止についてですが、ステーションは、令和7年7月末まで、約18年にわたり、荏原町安全推進員の皆様のご尽力により、地域の安全・安心を見守る拠点として利用されてきました。

この間、地元の町会長および協力いただきました皆様より繰り返しご意見を聴取してまいりましたが、後継者を推薦できない町会が多いことや、高齢化による健康面を不安視する声を多くいただいたことなどから、閉鎖という結論に至ったものです。

地域に根差した見守り活動を行っていただいた推進員の皆様には改めて感謝申し上げます。今後も、

地元警察との連携をはじめ、生活安全サポート隊によるパトロールの実施などにより、引き続き地域の安全・安心を確保してまいります。

次に、荏原町駅前公衆便所の改修工事設計についてですが、現在の公衆便所は、男性用トイレと女性用トイレ兼用の誰でもトイレのみとなっており、「女性が利用しにくい」、「バリアフリートイレを必要とする方が利用したいときに利用できない」というご指摘をいただいております。また、経年劣化に伴う施設の老朽化が進んでおり、給排水などの設備面での課題も生じている状況です。

これらの課題解決に向けまして、令和8年度は説明会を開催するなど、地域の声を丁寧に聴きながら設計を進めてまいります。また、改修工事は、現在の公衆便所に安全安心ステーション廃止後の建物も含めた一体的な改修を計画しております。改修後は、新たに女性用トイレを整備することで、より誰もが利用しやすい公衆便所の実現に向けて取り組んでまいります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、移動教室についてお答えいたします。

初めに、区民保養所の廃止の検討についてです。区民保養所については、区民ニーズの多様化による利用率の低迷や、改築から約30年が経過し、今後、大規模改修に多額の経費が必要となることから、今後の在り方について外部有識者を中心とした検討を行いました。その中で、光林荘については、費用面だけではなく、教育的意義の観点からも検討いたしました。費用面につきましては、大規模改修を実施した場合、現在の試算では民間施設を利用した場合のほうが低コストとなる見込みです。

しかしながら、光林荘はキャンプ場や体育館等の教育活動用の設備が併設された教育目的の宿泊施設であり、全ての児童が体験活動を通して主体的に学ぶ環境を提供できるという点で、民間宿泊施設にはない独自の価値を持っています。さらに、慣れ親しんだ施設を利用することで、企画運営、安全確保の観点から、教職員の負担は民間宿泊施設利用時と比べて大幅に軽減されることもあり、維持管理コストを上回る教育的効果が期待できるものと考えております。

なお、民間施設の利用については、日光近辺における今後のインバウンド需要の動向などの影響を受ける可能性があると考えております。収益面につきましても、社会教育等での積極的な活用を検討することにより、しっかりと確保してまいります。

次に、施設の管理についてです。昨年のトコジラミ発生に伴う光林荘における林間学園・移動教室の中止を受け、施設運営事業者とは再発防止に向けた協議を進めております。また、次年度からの再開に向け、清掃の徹底や従業員教育の強化など、今まで以上に運営事業者との連携を行ってまいります。

なお、今年度はトコジラミの性質や宿泊施設等において発生しやすい場所、発生したときの対応について詳細に記載したマニュアルを作成いたしました。こうした取組により、引き続き児童・生徒の安全確保を第一に、持続的な運営ができるよう対策を講じてまいります。今後の大規模改修の手法についてはこれからの検討となりますが、例えば、林間学園・移動教室の実施時期を避けた工事手法を検討する等、教育活動に影響が出ないような形で進めてまいります。

○大倉副議長 以上で高橋伸明議員の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明20日、本日に引き続き一般質問を行います。

なお、明日の会議は午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後 3 時38分散会

議 長	渡辺 ゆういち
副議長	大倉 たかひろ
署名人	田 中 たけし
同	やなぎさわ 聡